

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

平成30年8月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

- 1 はじめに 1
- 2 岩倉市自治基本条例推進状況 2～32
 - (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法 3
 - (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要 3
 - (3) 岩倉市自治基本条例推進状況 4～32
- 3 岩倉市市民参加条例推進状況 33～68
 - (1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法 34
 - (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要 34
 - (3) 岩倉市市民参加条例推進状況 35～68
- 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料 69～71
 - (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 69～70
 - (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 70
 - (3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容) 70～71

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証するものとしています。また、第 10 条において、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するために多様な参加の機会と、参加しやすい環境の整備に努めるものとしています。この一環として岩倉市が平成 28 年 4 月に施行した岩倉市市民参加条例は、第 25 条において、その推進について審議会で検証するものとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 6 年目となる今年度は全 4 回開催しました。

自治基本条例については、昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づいて、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについて検証しました。

今後よりいっそう、これらの条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のため資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置を講ずるものです。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1)ーア	第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	協働推進課
※1	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働推進課
(1)ーイ	第12条	住民投票に関する条例	協働推進課
(1)ーウ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1)ーエ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1)ーオ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1)ーカ	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1)ーキ	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	危機管理課
(1)ーク	第24条	地域資源の継承	環境保全課 商工農政課 生涯学習課

※1：市民参加条例の検証に代える事項として、目次「3 岩倉市市民参加条例推進状況（3）岩倉市市民参加条例推進状況 II 協働の推進に関する検証（2）市民自治活動への支援（65～68ページ）」にて検証

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ア (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第10条第2項	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映
---------	----------------------------

2 現状と課題

<p>【現状】 市民から提案を受け付ける方法として、市民参加条例において政策提案制度を規定している。8月に1件の応募があった。</p> <p>◇広聴の取組</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">平成 29 年度</th> <th style="width: 35%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長との小学校区意見交換会</td> <td>5 回 (参加者 183 人)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市民の声・私の提案</td> <td>224 件</td> <td>208 件</td> </tr> <tr> <td>タウンミーティング</td> <td>1 回 (参加者 21 人)</td> <td>2 回 (参加者 35 人)</td> </tr> <tr> <td>市政モニター会議</td> <td>5 回 (委員 13 人)</td> <td>5 回 (委員 16 人)</td> </tr> <tr> <td>いどばた広聴</td> <td>1 回 (参加者 8 人)</td> <td>2 回 (参加者 32 人)</td> </tr> <tr> <td>まちづくり出前講座</td> <td>5 回 (参加者 123 人)</td> <td>8 回 (参加者 145 人)</td> </tr> <tr> <td>市民委員登録制度の活用</td> <td colspan="2">5 件(自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会、障害者計画推進協議会、健幸都市宣言(仮称)に係る懇話会、)</td> </tr> </tbody> </table>				平成 29 年度	平成 28 年度	市長との小学校区意見交換会	5 回 (参加者 183 人)	—	市民の声・私の提案	224 件	208 件	タウンミーティング	1 回 (参加者 21 人)	2 回 (参加者 35 人)	市政モニター会議	5 回 (委員 13 人)	5 回 (委員 16 人)	いどばた広聴	1 回 (参加者 8 人)	2 回 (参加者 32 人)	まちづくり出前講座	5 回 (参加者 123 人)	8 回 (参加者 145 人)	市民委員登録制度の活用	5 件(自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会、障害者計画推進協議会、健幸都市宣言(仮称)に係る懇話会、)	
	平成 29 年度	平成 28 年度																								
市長との小学校区意見交換会	5 回 (参加者 183 人)	—																								
市民の声・私の提案	224 件	208 件																								
タウンミーティング	1 回 (参加者 21 人)	2 回 (参加者 35 人)																								
市政モニター会議	5 回 (委員 13 人)	5 回 (委員 16 人)																								
いどばた広聴	1 回 (参加者 8 人)	2 回 (参加者 32 人)																								
まちづくり出前講座	5 回 (参加者 123 人)	8 回 (参加者 145 人)																								
市民委員登録制度の活用	5 件(自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会、公共施設再配置計画検討委員会、障害者計画推進協議会、健幸都市宣言(仮称)に係る懇話会、)																									
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案制度の活用について、1 件の申請があったが、具体的な政策に関しては市に委ねられたものであった。政策提案は、市民が市全体のことを考えた政策を実現するために具体的な提言をするものであり、申請時にその主旨の説明と、提案内容のヒアリング等を実施する必要がある。 ・市民委員登録制度の活用について、審議会を開催するときは積極的に利用することが重要である。 ・若い世代からの意見が少ない。 																										
<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に子育て世代等を中心に比較的若い世代と意見交換ができる場をつくり、多様な世代からの意見や要望把握に努める。 																										

3 平成 29 年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 5 月	市政モニター会議開催
平成 29 年 6 月	出前講座「介護保険制度」開催 (西市昭和会)

平成29年 7月	タウンミーティング開催。テーマ「子育て支援」(せいじ〜る)
	出前講座「岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」開催(岩倉青年会議所)
	いどばた広聴開催
平成29年 8月	市政モニター会議開催
平成29年 9月	出前講座「学校給食」開催(いわくら・ユニバーサルデザイン研究会)
平成29年10月	出前講座「学校給食」開催(岩倉市児童館母親クラブ)
	市政モニター会議施設見学開催
	市長との小学校区意見交換会開催(岩倉北小、岩倉南小)
平成29年11月	出前講座「学校給食」開催(新日本婦人の会岩倉支部)
	市政モニター会議開催
	市長との小学校区意見交換会開催(岩倉東小、曾野小、五条川小)
平成30年 1月	市民委員登録者の募集
平成30年 2月	「政策提案制度の手引き」をホームページに掲載
	市政モニター会議開催

4 平成30年度の取組内容

時 期	内 容
平成30年 5月	市政モニター会議
平成30年 8月	市政モニター会議
	タウンミーティング
平成30年10月	市政モニター会議
平成30年11月	市政モニター会議施設見学
平成31年 2月	市政モニター会議

5 平成29年度審議会が出た意見のまとめ

- ・政策提案制度について、なるべく早く回答することで、提案者の満足度や評価の向上につながると考えられる。
- ・提案者に対して、回答に至るまでの経緯や理由を説明する必要がある。

6 平成30年度審議会が出た意見・論点

- ・市民から聴いた声や意見が、市政に反映されているかどうか資料からは分からない。
- ・反映できないものについても、検討したという反応が欲しい。

7 平成30年度審議会の意見のまとめ

- ・広聴の機会を設けるだけではなく、市政に反映されたかどうかを提示するべきである。
- ・反映できるかできないかを問わず、市民の声や意見に対して素早く反応し、検討している姿勢を示すことが重要。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - イ (主管課：協働推進課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 12 条第 2 項	住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】	平成 26 年から検討を開始した市民参加条例検討委員会が策定した条例案は、「住民投票」と「市民参加と協働」が一本化されており、シンポジウムやパブリックコメントは一本化案で実施した。 しかしながら、平成 28 年 3 月議会への議案の提出にあたり、市民参加条例から住民投票に関する事項は切り離し、別の条例とすることとしたが、住民投票条例は提出しなかった。 それ以降、議会との調整はしておらず、再度、議案を提出する時期としては、白紙の状態である。
【課題】	市民参加条例検討委員会において検討した条例案について、議会の特別委員会等の意見を踏まえた結果、議論の余地を残す部分があると判断したため上程しなかった。そのため、住民投票条例としてあらためて上程するためには、条例案の再検討及び議会との調整が必要となる。
【今後の取組の方向性】	住民投票条例の必要性は十分認識しているが、現時点で方向性が定まっていない。 今後も条例の制定に向けて、議会と調整する時期を見極めながら対応を検討していきたい。

3 平成 29 年度 of 取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 年 月	取組なし

4 平成 30 年度 of 取組内容

時 期	内 容
平成 年 月	未定

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・市長も代わったので、新しい市長として住民投票条例をどうしていくつもりなのか意思表示をする必要があるのではないか。 ・自治基本条例審議会としては、常設型の住民投票条例が必要だと考えており、それが進んでい
--

ないことは遺憾とするところである。常設型の住民投票条例の意義を再確認し、新市長の考え方を整理したうえで来年度の自治基本条例審議会に報告をすること。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・住民投票条例についての市長の意向も確認し、当局と議会の認識の違いは一定理解できる。何か議会との調整に向けて動きがあると良い。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

住民投票に関しては、市民が考えた条例案を活かす方針であれば、議会との調整を図ることが必要である。条例の制定に向けての取組を続けてほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ① (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 14 条第 1 項	執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】	<p>市長マニフェストである「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」を実現するため、6つの組織横断的なプロジェクトを設置し、五条川小学校に放課後児童クラブ施設の開設や、「旧学校給食センターの跡地利用」などを討議テーマとして、本市で初めての取組となる市民討議会を実施した。また、空き地の利活用を促進するための空き家バンク制度を開始した。</p> <p>また、より社会的なニーズに対応できる組織、市民が利用しやすい市役所を念頭に組織・機構の見直しを行った結果、市内への企業立地をさらに推進していくため、建設部内に企業立地推進室を設置した。</p>
【課題】	<p>地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを展開していくことができる組織運営と市民に分かりやすい組織づくりを行うことにより、効果的・効率的な行政運営や市民サービスの向上を図っていく必要がある。</p> <p>また、組織・機構の見直しは、新たな業務や課題に対応するため随時行っているが、今後は、組織の規模や職員数なども併せて考えていく必要がある。</p>
【今後の取組の方向性】	<p>引き続き、市長マニフェストの推進のため、組織横断的なプロジェクトを設置し、検討を行っていく。</p> <p>また、平成 28 年度に各所属長に対して、現在の組織機構を検証することを目的として行ったアンケート結果を検証し、組織・機構の見直しの検討をしていく。</p>

3 平成 29 年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	市長マニフェスト等推進プロジェクトの設置
平成 29 年 4 月～	市長マニフェスト等推進プロジェクト会議の実施

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	市長マニフェスト等推進プロジェクトの設置
平成 30 年 4 月～	市長マニフェスト等推進プロジェクト会議の実施
平成 30 年 10 月～	組織・機構の見直しの検討

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・組織が柔軟に改められているかどうかは審議会として評価するのは難しいものがあるが、横断的に取り組むということは大切である。
- ・各課が担当の事業を頑張れば頑張るほど、横断的な見方をする余裕をなくしてしまうことがある。
- ・組織が柔軟に改められているかの評価の仕方に課題が残る。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・特になし。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・横断的に取り組むことは大事。また、組織・機構の見直しについては、行政運営面だけでなく、市民サービス向上の観点からも市民に分かりやすいものとしてもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ② (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第14条第3項	執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。
---------	---

2 現状と課題

【現状】

職員の総数を管理し、市民ニーズや事務の執行の点などから検討した結果、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行っており、平成13年度の465人から平成29年度は363人と、16年間で102人減少した。

しかし、平成30年度は保育や消防の職員体制の充実を図るため375人とし、平成29年度と比べて、12人の職員を増員した。また、長年培った能力や経験を有する16人の再任用職員を採用し、その他、特定の学識、経験、技術等を有する32人の嘱託職員と補助的な業務を行う358人(正規換算174人)のパート職員を雇用し、行政サービスが低下しないように取り組んでいる。

【課題】

本格的な人口減少社会への突入や地方分権の進展など、本市を取り巻く環境は今後も急激に変化していくことが予想される中、職員の定員管理については、財政運営において大きな割合を占める人件費に直接影響するとともに、行政サービスの量や質にも大きく影響するため、重要な戦略の一つとなっている。このことから、最少の経費で最大の効果を生み出すため、官と民との役割分担、再任用職員・嘱託職員・パート職員など多様な勤務形態の職員の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れ、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員の定員管理に努めなければならない。その上で、限られた職員を様々な社会的なニーズに的確に対応できるよう配置し、一層の適正化・効率化に努めなければならない。

職員数の適正化については、中期的な職員定数の方向性を定める定員適正化計画の作成や類似団体との比較・検討や組織体制の見直しを行いながら、適正な定員管理を継続的に取り組んでいく必要がある。さらに、高い専門性やノウハウを持つ職員が定年退職を迎え、行政サービスが低下しないよう再任用制度の一層の活用と計画的な職員採用を行う必要がある。

平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の改正法を受け、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正の確保を図り、常勤職員に近い勤務形態になっている嘱託員・パート職員については、平成32年4月1日から施行される会計年度任用職員制度に移行し、その任用・勤務条件の統一的な取扱いが求められることになる。

【今後の取組の方向性】

引き続き、全体として最も効率的・効果的になるよう適正な配置を行うとともに、組織体制の見

直しを行いながら、適正な定員管理に取り組んでいく。

本市の嘱託職員やパート職員については、平成 32 年 4 月 1 日から施行される会計年度任用職員制度に基づく任用となることから、職員を国や県の説明会に参加させながら、準備を進めていく。

3 平成 29 年度 of 取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	平成 30 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
平成 29 年 5 月	平成 30 年度採用計画と併せて、平成 30 年度職員数・配置を決定
平成 29 年 8 月 ～ 9 月	再任用職員選考審査会を経て、平成 30 年度再任用職員の配置を決定
平成 29 年 10 月	平成 30 年度の職員数・配置を所属長に通知
平成 29 年 11 月	すべてのパート職員の雇用について、所属長とヒアリングを実施
平成 30 年 2 月	事務補助的な業務を行うパート職員との面談を実施

4 平成 30 年度 of 取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	平成 31 年度職員配置要望書を所属長から提出、所属長とヒアリングを実施
平成 30 年 5 月	平成 31 年度採用計画と併せて、平成 31 年度職員数・配置を決定
平成 30 年 8 月～	再任用職員選考審査会を経て、平成 31 年度再任用職員の配置を決定
平成 30 年 10 月	平成 31 年度の職員数・配置を所属長に通知
平成 30 年 11 月	すべてのパート職員の雇用について、所属長とヒアリングを実施
平成 31 年 2 月	事務補助的な業務を行うパート職員との面談を実施
平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月	平成 32 年 4 月会計年度任用職員制度導入に伴う条例及び規則等の整備
平成 31 年 3 月	会計年度任用職員制度に伴う説明会の実施

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・第 14 条第 3 項は正規職員の人数を想定して作った条例とのことだったが、雇用の形態が複雑化してくると、正規職員で適正な定員というものの判断が難しくなる。
- ・自治基本条例を作る際になぜ最小の費用ではなく最少の人員にしたのか経緯を確認し、変更の必要性を判断することとする。

6 平成 30 年度審議会での意見・論点

- ・条文に合わせるのであれば、最少の経費でなく、最少の人員とすべきではないか。
- ・いつの間にか、人員が経費に変わっているという印象は受ける。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・会計年度任用職員制度への移行により、混乱が生じないよう準備を進めてもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ③ (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 14 条第 4 項	執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】	人材育成基本方針に基づき、平成 29 年度職員研修計画を作成し、市独自研修 (994 人) の実施、及び研修機関が実施する研修 (178 人) に職員を派遣し、延べ 1,172 人の職員が研修を受講した。受講後は受講報告書やアンケート等の提出により、研修効果を測定した。また、研修受講 3 年を経過した職員に対して追跡調査を実施し、研修で習得したことを継続的業務に活用できているかの調査分析を行った。
【課題】	<p>法務能力、政策形成能力、法制執務能力等、自治体職員に必要な能力を向上させるために「職場研修」や「職場外研修」を実施する他、職員一人ひとりが、自己の能力の開発・向上のために主体的に学習する「自己啓発」の 3 つを有機的に連携させ、より実効性のある研修を継続して実施していく必要がある。また、人材育成を実効あるものとするためには、単に研修を充実させるだけではなく、職場における様々な場面を人材育成のために活用していく必要もある。</p> <p>平成 28 年度より人事評価制度を導入し、実施している。これまでに適正な評価のために、評価者への研修を実施しているが、さらなる制度の定着のために、被評価者への研修も併せて実施していく必要がある。</p>
【今後の取組の方向性】	<p>平成 30 年度研修計画に基づき、職員一人ひとりの意識改革やスキルアップに取り組んでいく。</p> <p>人事評価制度について、評価者の評価基準を統一するため、評価者研修を毎年度実施することにより、評価の均一化に努めているが、被評価者に対しても、被評価者研修を実施することにより、円滑な制度実施及び職員の職務意欲の向上を図っていく。</p>

3 平成 29 年度取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	市職員研修計画に基づく研修の実施
平成 29 年 8 月	評価者研修
平成 30 年 1 月	研修実績等の検証と研修計画 (案) の作成
平成 30 年 2 月	研修委員会の開催

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	市職員研修計画に基づく研修の実施
平成 30 年 6 月	被評価者研修
平成 30 年 8 月	評価者研修
平成 31 年 1 月	研修実績等の検証と研修計画（案）の作成
平成 31 年 2 月	研修委員会の開催

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・公務員に法務能力や法制執務能力は必須の能力であるが、そのみに縛られてはいけない。地域は法律だけで回せるものではない。
- ・3年後の効果測定は試験的に実施することなので、また報告をいただきたい。
- ・実効性のある職員研修と、より質の高い職員の育成には地域との関わり方をどう評価していくか継続して検討する必要がある。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・研修した結果として、職務にどう活かされているかが見えない。評価結果が見える化する方策の検討が必要だと思う。
- ・能力については研修効果の測定や評価はしやすいと思う。意欲についての数値化は難しいと思うが、市民サービスに直結する部分なので、評価しているかどうか知りたい。
- ・職員の中だけの満足で終わってしまいそうなので、ぜひ、市民に向けて見える化してほしい。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・評価の方法として、評価者としての訓練を受けている者が評価するという方法に問題はない。また、評価者と被評価者の目線を揃えるための研修を 実施していることについても、組織全体の目標共有及び平等な評価という観点から良いことだと言える。

岩倉市自治基本条例の進捗状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 19 条第 1 項	議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。
-------------	---

2 現状と課題

【現状】

自治基本条例の理念に基づいた法体系を構築するための取組の一つとして、平成 29 年度は、例規集の目次の見直しを実施した。例規集の目次は、長い間、見直しをしていなかったが、その間、新たな施策が始まったり、特定の項目に多くの例規が分類されている等、目次として不相当と思われる部分を改善する必要があったことから、目次の区分を含め、全体的に見直しを行った。

今後は、地方分権が進む中、自治体の法務の可能性が拡大するとともに、自治体の自己決定・自己責任により多様な行政課題を解決する必要がある。

【課題】

自治基本条例の理念に基づいた法体系を構築することが大きな目標であり、今後、市の基本的な方針を定める条例の新規制定や改正の際にどのような取組ができるか検討する必要がある。

条例、規則、規程、要綱等を政策の実現にあたっての手段とするために、いずれかの法形式に、どのように位置付けるかという統一的な考え方を整理する必要がある。

これにあたっては、本市の施策がどのような法的根拠に基づいて行われているのかを再確認し、市民への能動的な情報提供と行政のコンプライアンスの観点から、事務の根拠となる規範を適切な法形式に位置付けるように見直す必要もある。

また、要綱は担当課で管理しており、決裁行為によって制定・改正・廃止が行われ、積極的に公表できていないことから、検討が必要である。

【今後の取組の方向性】

法体系の整理について他自治体を調査し、課内で検討を重ねることによって、よりよいあり方を模索していく。併せて既存の条例、規則、規程あるいは要綱等の位置付けについても検討を行い、分類を行うことができるようにしていく。

要綱については、現在各課で管理しているが、将来的には例規集等で一括して管理することにより体系化するとともに、ホームページに掲載し、市民に公開することを検討する。

3 平成 29 年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 29 年 7 月	例規集の検索性の向上を図るため、例規ごとに所管部署を登録し、所管部署で検索できるようシステム改修を行った。
平成 30 年 2 月	法体系の整理を行っている他自治体を調査し、その結果を元に例規集の目次の見直し案を作成し、各所属に意見照会を行った。
平成 30 年 3 月	各所属からの意見を踏まえた目次を作成し、平成 30 年度から見直し後の目次の運用を行うこととした。

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 10 月～	要綱の公開に係る課題を調査、研究する。また、近隣自治体における要綱の公開状況を調査する。

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・ 例規の構成が自治体によってバラバラだと関係者以外には分かりにくいものになる。自治体間にある程度の統一は大切なので、例規集の目次の見直しも良いことである。
- ・ 自治基本条例に反した条例がないかを検証するために例規集を見直すということは有効である。また、要綱を市民に公開していくことは重要なので進めていってほしい。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

特になし。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・ 例規集の見直し同様、要綱についても整理・体系化し、市民への公開に向けた検討を進めてほしい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - オ① (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 21 条第 1 項	市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。
-------------	--

2 現状と課題

【現状】

総合計画の実効性を確保するため、基本計画で定めた施策の事業方針を示す実施計画で、3年間の計画期間中の実施年度、事業量、財源を明らかにしている。

財源の確保、配分、行財政改革については、行政評価、実施計画等において、実施内容、方法、経費等、多角的な精査に努めている。その結果及び決算を重視した予算編成をしている。執行についても、さらに経費節減策はないかを、市全体で意識し、健全な財政運営を行っている。その一つの成果として、健全な財政運営の指標となる健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は、近年、改善してきたが、今後は、起債を伴う事業や一部事務組合の地方債の償還に係る負担増により比率の悪化が予想される。

【課題】

財政の状況は、刻々と変動している。その健全性の判断基準には、都市整備状況、行政サービスの状況等、様々な要素がある。必ずしも「財政指標の良化＝健全な財政運営」ではなく、指標が悪化しても、必要時には投資をする。そのために借金をし、これからの世代にも負担を分かちことも有効な場合もあると考える。

今後については、歳入では、生産年齢人口の減少や市内に大規模な企業も少なく大きく増収となることは考えにくい。また、歳出では、生活保護、社会福祉、医療等の社会保障経費のほか、桜通線街路改良事業、石仏公園整備事業等の大型事業、公共施設等の改修、更新に係る経費も増加していくことが見込まれる。限られた財源の中で、計画的に本市の課題に的確に取り組み、また、将来にも責任を果たす公平・公正な財政運営に努めていかなければならない。

【今後の取組の方向性】

予算編成において、市債発行額が元金償還額を上回らないようにすることで、市債残高の削減に努める。

3 平成 29 年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 29 年 10 月 ～平成 30 年 2 月	平成 30 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 30 年 3 月	平成 30 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 10 月 ～平成 31 年 2 月	平成 31 年度予算編成方針→予算見積→予算査定→予算案の確定
平成 31 年 3 月	平成 31 年度予算の議会提出→次年度の予算の執行

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・人口が減れば公共施設のニーズは減る。少子化が進めば子どものための施設のニーズが減り、高齢化が進めば高齢者のための施設のニーズは増える。人口構造に合わせた対応が必要となる。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

特になし。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・限られた財源、毎年変わる状況の中での計画的かつ的確な財政運営には、毎年、実施計画を作り、事業を実施していくことが大事。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - オ② (主管課：行政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第21条第2項	市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。
---------	--

2 現状と課題

【現状】

岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況や実施計画期間の財政計画（普通会計収支の想定）の公表をしている。

財政状況の公表は、広報紙、ホームページに予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書）、財政健全化判断比率等を掲載しています。この公表では、図、表、用語解説等を付記し、他市町のものも参考にしながら、より分かりやすいものとするように、公表内容、レイアウト等、工夫をしている。また、新たに統一的な基準による新地方公会計の導入により資産・負債のストック情報や現金主義の会計では見えにくいコストが一覧的に把握できるようになり、解説集を含めた財務書類を3月にホームページで公表した。

予算書及び予算説明書は、事業内容がより分かりやすい様式とし、いくつかの事業については、個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表している。

【課題】

公表については、広報紙、ホームページを中心にしている。また、予算書、決算書等は、図書館や市役所1階の情報サロンに置いている。しかしながら、市民からの財政全体に関する意見等が少ないところから、まだまだ、市民がどのように負担をしているかという点が、実感として認識できていないのではないかと思われる。

そのことを意識して公表のさらなる工夫と、広報紙等では、一方通行になりがちなので、市政モニター会議等行事の機会を捉えて、財政状況等を説明する機会を増やすことが必要であると考えている。

【今後の取組の方向性】

予算、決算状況等の公表について、引き続き、より分かりやすくを念頭に置き、工夫する。

3 平成 29 年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 29 年 5 月 ～ 6 月	平成 29 年度当初予算・岩倉市の財政状況（年度末執行状況）の公表
平成 29 年 10 月	実施計画の公表
平成 29 年 11 月 ～12 月	財政状況の公表（平成 29 年度上半期執行状況、平成 28 年度決算）
平成 30 年 2 月	平成 30 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 30 年 3 月	平成 30 年度予算の議会提出

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 5 月 ～ 6 月	平成 30 年度当初予算・岩倉市の財政状況（年度末執行状況）の公表
平成 30 年 10 月	実施計画の公表
平成 30 年 11 月 ～12 月	財政状況の公表（平成 30 年度上半期執行状況、平成 29 年度決算）
平成 31 年 2 月	平成 31 年度予算概要の公表（新聞記者発表）
平成 31 年 3 月	平成 31 年度予算の議会提出

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすくなるよう努めていると思うが、財政用語はどうしても分かりにくく、置き換えようもない。 ・広報での財政のお知らせは単年度のものになりやすいが、この先どうなっていくか、お伝えする必要があると思う。保険料等がなぜ上がって、市民一人あたりの負担がどうなっていくのかというように、過去から現在、現在から今後どうなっていくのかという伝え方も良いのではないか。 ・財政について、分かりやすく伝えるよう工夫しているのは伝わる。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

<ul style="list-style-type: none"> ・積むべき基金が積まれていないために債務超過になる場合もありえる。新しい公会計で扱いが分かりやすくなるのはいいが、財務の健全化に対しては、先手を打っておいた方が良い。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けて分かりやすく公表がなされていることは大事。今後は、新しい地方公会計により、他自治体との比較が容易になったため、一宮市、江南市など身近な自治体との比較も織り交ぜながら市民に公表していくことも検討すると良い。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - カ (主管課：秘書企画課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 22 条第 1 項	執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。
第 22 条第 2 項	執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。

2 現状と課題

【現状】	行政評価については、平成 24 年度から、平成 23 年度を初年度とする第 4 次総合計画の進行管理という形で実施し、単位施策、個別施策という施策単位で評価することにより、より広い観点から事業を横断的に議論し、事務事業の改善、改革を図っていると同時に、評価結果を予算や実施計画へ反映させる仕組みも持っている。
【課題】	平成 23 年度以降、行政評価と行政経営プランがそれぞれ動き出し、その事務量及び内容が明らかになってきたこと、さらにはこの 2 つのほか、各課における計画の進行管理等の事業も加わっており、結果としてそれらの間で重複している項目・内容も散見され、担当課にとっては、相当の負担となっていることが課題である。 そうした中で、外部評価について、どのように組み立てるのかなどを検討していく必要がある。
【今後の取組の方向性】	平成 30 年度は、新たに外部評価の試行実施として有識者会議を設置する予定であり、平成 29 年度施策の一部についての評価を行うとともに、今後の外部評価のあり方について検討する。

3 平成 29 年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	各課ヒアリング (平成 28 年度分)
平成 29 年 5 月	ヒアリング後の修正作業
平成 29 年 10 月	ホームページにて公表 (平成 28 年度分)
平成 30 年 1 月	目標指標に関する市民アンケート調査の実施
平成 30 年 2 月	各課に評価シート作成を依頼 (平成 29 年度分)

4 平成30年度の取組内容

時 期	内 容
平成30年4月	各課ヒアリング（平成29年度分）
平成30年5月	ヒアリング後の修正作業
平成30年5月 ～7月	評価結果資料作成
平成30年8月 ～9月	市民意向調査の実施
平成30年10月	ホームページにて公表（平成29年度分）
平成30年11月	第1回有識者会議（平成29年度施策の一部について評価）
平成31年1月 ～2月	第2回有識者会議（今後の外部評価のあり方等について検討）
平成31年2月	各課に評価シート作成を依頼

5 平成29年度審議会の意見のまとめ

- ・次期総合計画を策定する際には何らかの方法で外部評価ができるよう整理してもらいたい。
- ・分野ごとに分けて複数年で外部評価をするのは負担も分散して有効である。最終的に外部評価がされるということが重要である。
- ・行政評価については、次の総合計画の策定に向けてどのようなPDCAの回し方をするのか考えておいてもらいたい。

6 平成30年度審議会が出た意見・論点

- ・外部評価に市民を参加させない理由は何か。外部評価をした方が良いという理由には、市民目線があった方がより市民感覚に近いものになるということが挙げられるのではないかと。逆に、有識者は他自治体の評価との差だけを意識したものになってしまうのではないかと。

7 平成30年度審議会の意見のまとめ

- ・外部評価の方法については種々検討の余地があると思うが、外部の評価がなされるということは大事。まずは、試行的にでも実施して岩倉に合った評価方法を見出してもらいたい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - キ (主管課：危機管理課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 23 条第 1 項	市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。
第 23 条第 2 項	市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。
第 23 条第 3 項	執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。

2 現状と課題

<p>【現状】</p> <p>各自主防災会は巨大地震等大規模災害への対応として講習会や防災訓練等を通じ、防災において、自助・共助の必要性・重要性を共有認識し、危機管理に対応しているところである。さらに、各行政区の防災訓練に加え小学校区単位の地域合同防災訓練を実施し、災害時の地域連携体制の構築にも取り組んでいる。地震災害時に発生する通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置に関する補助事業を平成 28 年度から実施しているほか、自主防災会の防災対策用備品の購入に対しても補助を行い、ソフト面の強化だけでなく、ハード面の強化にも取り組んでいる。</p> <p>また、レンタル事業者の株式会社アクティオと協定を締結し、避難所等で使用する仮設トイレ、発電機等の生活関連資機材や物資の運搬等に必要な車両等の優先的な提供を受けることで、大規模災害時の対応力を向上させることができると考えている。</p> <p>さらに、各対策班が実施する非常時優先業務の内容の理解、様々な状況における対応・判断能力を向上させるため、地震発生から 4 時間の災害対応をシミュレーションする業務継続計画対応訓練を実施し、想定される被害等の状況を各課に付与、それに対応しながら災害時優先業務を進める実践的な訓練形式を行い危機管理体制の確立に努めている。</p>
<p>【課題】</p> <p>南海トラフ地震における愛知県広域受援計画において、物資拠点として総合体育文化センターを指定している。しかし、災害救助用物資の受入れや、避難所に物資を運搬する能力に不安がある。そのため、災害救助用物資集配拠点等での災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出し、当該物資等の輸送等について、迅速かつ効果的に行われる方法を考える必要がある。</p>
<p>【今後の取組の方向性】</p> <p>引き続き、自主防災会等と連携し、市民の自助及び共助に関する意識啓発を行っていく。また、</p>

それに対する支援の充実を図る。

物資拠点に支援物資が届いても避難所には物資が届かないという問題もあり、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うために、災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定締結に向けた調整を図る。

3 平成 29 年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 29 年 4 月～ 平成 29 年 6 月	福祉避難所に関する協定について社会福祉法人いわくら福祉会と協議開始 社会福祉法人いわくら福祉会と協定を締結
平成 29 年 5 月	岩倉南小学校区自主防災会地域合同防災訓練 岩倉市自主防災会連絡協議会総会
平成 29 年 6 月	岩倉市地震防災講習会
平成 29 年 7 月	防災リーダー研修
平成 29 年 8 月	岩倉市防災訓練
平成 29 年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練（雨天中止）
平成 29 年 10 月	曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練（雨天中止）
平成 29 年 11 月	五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 30 年 1 月	BCP 対応訓練
平成 30 年 2 月	岩倉市災害ボランティア講座 株式会社アクティオと協定を締結

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月～	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書について民間業者と協議開始
平成 30 年 5 月	岩倉市自主防災会連絡協議会総会 岩倉市地震防災講習会
平成 30 年 6 月	防災リーダー研修
平成 30 年 8 月	岩倉市防災訓練
平成 30 年 9 月	岩倉北小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 30 年 10 月	曾野小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 30 年 11 月	五条川小学校区自主防災会地域合同防災訓練
平成 31 年 2 月	BCP 対応訓練 岩倉市災害ボランティア講座
未定	岩倉東小学校区自主防災会地域合同防災訓練

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・地域に共助の輪を広げるためにも面識社会を作り直すということが非常に大切である。
- ・地域の防災力の強化のためには、今の世代から次の世代へ伝わるようにする必要がある。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・市の防災訓練の実施小学校を括弧書きで記載した方がよいと思う。
- ・避難所の通路をどこにするかというだけでも意見をまとめるのに時間がかかる。答えはないと言われるとそこまでだが、ある程度の答えは示してほしい。
- ・各防災訓練の参加者数を記載してもらえると議論の幅も広がって良いと思う。
- ・岩倉市の消防本部に依頼し、専門家の協力の下、毎年訓練を実施している。その中で、自助、共助という言葉があることを学び、大きな企業なので災害が起こった際は、自分たちで何とかしなければならないと教えられた。実際に、備品として仮設トイレを持っているが、どこにあるのかわからないということもあり、繰り返し訓練することが大事だと考える。
- ・参加率自体は上がりにくいと思う。それは、市民の意識として、最後は市が助けてくれると思っているという安心感の裏返しでもある。しかし、実際の災害時には、助けがくるまでには時間がかかる危険性の方が高いということを市民が認識をしていないことになる。
- ・小学校区での訓練は共助のきっかけになればということでもある。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・防災訓練については、繰り返し訓練することが大事。また、市民が自主的に取り組むことが大事であり、いかに訓練に参加してもらうかを検討するためにも、資料には、訓練への参加者数等の情報も記載すること。
- ・岩倉市で懸念されるのは地震、台風、集中豪雨だと思われるが、豪雨で防災無線が聞こえない状況を想定した訓練や外国籍の多い地域や高齢者が多い地域での情報伝達の方法等、地域特性に応じた訓練が課題。参加人数をどうするかよりも災害の種類、災害弱者になりそうな人を想定して訓練していくことを、それぞれの地域の特性に応じて、自主的に企画することが望ましい。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク① (主管課：生涯学習課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
-------------	---------------------------------

2 現状と課題

【現状】	市指定文化財である三台の山車の保存と山車巡行の継承を、岩倉市山車保存会との協働により取り組んでいる。江戸時代からの伝統に基づく山車夏まつりでの巡行のほか、岩倉桜まつりにあわせて山車の巡行・展示を行うことでより多くの市民が岩倉の山車文化に触れる機会を提供している。山車やからくり人形の修繕に補助金を交付することで山車文化の保護に努めている。
【課題】	岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとした伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行にともなう傷みや経年劣化により大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。
【今後の取組の方向性】	引き続き、岩倉市山車保存会との協働により山車文化の維持、継承に努める。 また山車保存会において山車建造 400 年を記念するイベント開催の機運が高まっており、行政として支援のあり方について検討していく。

3 平成 29 年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示を行った。
平成 29 年 8 月	地元の祭礼である岩倉市山車夏まつりの開催を支援した。
平成 29 年 10 月	下本町区山車格子棚修復
平成 29 年 12 月	大上市場区桶締太鼓修復
平成 30 年 3 月	中本町区山車等 (唐破風、鬼板、からくり人形) 修復

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	岩倉桜まつりに合わせて、山車の巡行及び展示を行った。
平成 30 年 5 月	大上市場区山車屋根後部鬼板修復
平成 30 年 8 月	地元の祭礼である岩倉市山車夏まつりの開催を支援する。

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・山車保存会と小中学校がつながるためには、教育委員会だけではなく、市としても小中学校と山車保存会がつながるようサポートする体制作りが必要なのではないかと。
- ・山車文化の普及について、オール岩倉の体制をどう作っていくかを山車保存会を中心に検討してもらい、岩倉市も積極的にサポートしていくことで伝統を後世に残すよう努めてもらう必要がある。

6 平成 30 年度審議会で出た意見・論点

- ・中本町の場合は、五条川小学校の 3 年生が見学に来てくれて、まつりのチラシ等案内したところ、全員で 5 名参加してくれた。この動きをもっと広めて、各保存会が町にとらわれずに積極的に関わっていくことが大事であり、続けていけば、伝統を守っていくことにつながると考える。
- ・興味のある子どもは自分の小学校区にある保存会に流れるという傾向がある。
- ・活動に関わりがない人には、どのような子たちが関わっているのかも分からない。子ども会の子が入っているものと思っていた。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・色々動きはあり、着実に進展している。中本町の成功体験が他の保存会にも広がるような仕組みは必要。また、小学校との連携も進めていかなければならない。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク② (主管課：環境保全課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題

【現状】

市内の代表的な自然としては、五条川と自然生態園が挙げられる。五条川については、ブロックなどの人口護岸が大半であるが、巾下川合流点より下流は堤防法面に草木が繁茂し、比較的自然的趣がある。また、市民団体との連携により、水辺まつりなどの親水イベントが開催されている。

平成 29 年度は「いわくら生き物ガイドブック」を作成した。作成に当たっては、市民団体「岩倉の水辺を守る会」、「岩倉ナチュラルリストクラブ」が協力して生き物調査を実施、また「いわくら生き物見つけ隊」と称して市民参加による生き物調査を実施し、結果をガイドブックに掲載した。

自然生態園については、隣接する津島神社の森と一体のものとして、失われつつある自然環境を保全・復元し、市民が身近な自然にふれあう場として整備したものであり、開園から 22 年が経過している。開園以来毎年、生物調査を行っており、その結果からは生態系に変化がみられている。また、夏場を中心にザリガニ釣りなどのイベントも行っている。

【課題】

五条川における魚類などの動植物の生息調査によると、種の単一化や外来種の増加が徐々に進んでおり、生物の多様性が喪失傾向にある。生物多様性を確保するため、外来種の増加を抑制するとともに、生物が棲みやすい護岸や河床などの形態に配慮し、多様な生物が生息できる五条川の水辺環境を保全・創出する必要がある。

自然生態園においては、トンボの種類が開園当初に 26 種類であったものが、平成 29 年度には 17 種類に減っており、開園当初に回復させることが課題である。

【今後の取組の方向性】

五条川においては、第 3 次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、自然と共生した河川整備などを行う。

自然生態園においては、生物調査を継続し、ザリガニ釣りなどのイベントを行っていく。

「いわくら生き物ガイドブック」を参考に固有種、外来種等を見分け、市民や市民団体とともに生態系を保全する。

3 平成 29 年度の取組状況（条例の推進状況）

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	五条川で「桜まつり」が行われた。
平成 29 年 4 月	第 2 回岩倉市五条川魚釣りルール検討会議を開催した。
平成 29 年 4 月 ～11 月	「いわくら生き物見つけ隊」と称し、市民と協働で市内全域の生き物調査を行った。
平成 29 年 4 月	自然生態園及び周辺で市民参加による生き物調査を行った。
平成 29 年 5 月	五条川で岩倉ナチュラルリストクラブと小学生による、水生生物調査が行われた。
平成 29 年 5 月	五条川堤防沿いの竹林公園において岩倉の水辺を守る会の主催による「親子で竹林公園体験教室」が行われた。
平成 29 年 5 月	第 3 回岩倉市五条川魚釣りルール検討会議を開催した。
平成 29 年 6 月	第 4 回岩倉市五条川魚釣りルール検討会議を開催した。
平成 29 年 6 月	清掃事務所及び周辺で市民参加による生き物調査を行った。
平成 29 年 7 月	五条川自然再生整備等推進会議を開催した。
平成 29 年 7 月	自然生態園でイベント「ザリガニ釣り大会」及び「夜の観察会」を開催した。
平成 29 年 7 月	竹林公園及びその周辺市民参加による生き物調査を行った。
平成 29 年 8 月	自然生態園でイベント「標本作り体験教室」を行った。
平成 29 年 8 月	八剣中児童遊園前の五条川で市民参加による生き物調査を行った。
平成 29 年 9 月	自然生態園でイベント「カエルとふれあおう」及び「秋の観察会」を行った。
平成 29 年 10 月	第 5 回岩倉市五条川魚釣りルール検討会議を開催した。
平成 29 年 10 月	五条川で岩倉の水辺を守る会の主催による「親子魚釣り教室」が計画されるも、雨天で中止。
平成 29 年 10 月 ～11 月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行った。
平成 29 年 10 月	五条川下流部清掃を予定していたが、雨天で中止。
平成 29 年 11 月	五条川で岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行った。
平成 29 年 12 月	五条川で萩と槿の剪定を行った。
平成 30 年 3 月	岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」を行った。

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	五条川で「桜まつり」が行われた。
平成 30 年 4 月	岩倉市五条川魚釣りルール 10 か条を公表
平成 30 年 5 月	五条川で岩倉ナチュラルリストクラブと小学生による、水生生物調査が行われた。
平成 30 年 5 月	五条川堤防沿いの竹林公園において岩倉の水辺を守る会の主催による「親子

	で竹林公園体験教室」が計画されるも、雨天で中止。
平成 30 年 7 月	五条川自然再生整備等推進会議を開催する。
平成 30 年 7 月	自然生態園でイベント「ザリガニ釣り大会」及び「夜の観察会」を開催する。
平成 30 年 7 月	五条川で岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行う。
平成 30 年 8 月	自然生態園でイベント「標本作り体験教室」を行う。
平成 30 年 9 月	自然生態園でイベント「カエルとふれあおう」及び「秋の観察会」を行う。
平成 30 年 9 月	五条川で岩倉の水辺を守る会の主催による「親子魚釣り教室」が行われる。
平成 30 年 10 月	自然生態園でイベント「とんぼ池で遊ぼう」を行う。
平成 30 年 10 月 ～11 月	自然生態園でとんぼ池の底干しを行う。
平成 30 年 10 月	五条川下流部清掃を行う。
平成 30 年 11 月	五条川で岩倉の水辺を守る会と協働して、外来生物調査としてカメの生息調査を行う。
平成 30 年 12 月	五条川で萩と槿の剪定を行う。
平成 31 年 3 月	岩倉の水辺を守る会と協働で「クリーンアップ五条川」を行う。

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

- ・自然については、今までよりも範囲を広げて五条川や自然生態園以外の植物も検証をしていくこと。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・外来生物も、元は人間が持ち込んだ生物であるため、あまり敵視し過ぎるのもどうかと思う。
- ・いわから生きものガイドブックが、市ホームページで公開されていると良い。

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

- ・いわから生きものガイドブックの成果は高く評価したい。活用状況の確認や市ホームページでの公開は重要であると思う。また、欲しいという要望に対しては、有償にするかも含めて、一般への頒布について検討すればよいと思う。

岩倉市自治基本条例の推進状況について
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク③ (主管課：商工農政課)

1 岩倉市自治基本条例の規定

第 24 条第 1 項	市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。
第 24 条第 2 項	市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。

2 現状と課題

【現状】	<p>市のシンボリックな存在として位置付けられている五条川の桜は、寿命といわれる樹齢 60 年を経過している。現在、岩倉五条川桜並木保存会と協働しながら、不要枝や枯れ枝等の剪定、また市が購入した肥料の打ち込みを行うなど、現在ある桜の延命策を施している。</p> <p>自然景観保護のため、市南部を中心とした田園風景の保全に努めている。</p>
【課題】	<p>本市の貴重な観光資源であり、市民から愛される財産である五条川の桜並木が老朽化しており、国、県及び流域の自治体と連携して、どのように後世まで保全していくことができるのかを検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>農地の遊休化を防ぐとともに、違法な農地転用がされないようにする必要がある。</p>
【今後の取組の方向性】	<p>岩倉五条川桜並木保存会と協働により、桜並木の剪定や施肥、後継木の育成などを計画的に進める。また、五条川の桜並木を国、県及び流域の自治体と連携して、後世に向けた保全について検討していく。</p> <p>開発にあたっては、乱雑な開発が進まないよう、農地保全とのバランスに配慮しながら進めていく。</p>

3 平成 29 年度の取組状況 (条例の推進状況)

時 期	内 容
平成 29 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剣憩いの広場前で観光案内所を設置した。
平成 29 年 5 月～7 月、9 月、平成 30 年 1 月 (計 7 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行った。
平成 29 年 5 月～9 月 (計 4 回)	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のため消毒薬の散布を行った。
平成 29 年 11 月、平	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調

成 30 年 2 月 (計 2 回)	査・処理を行った。
平成 29 年 9 月～11 月 (計 4 回)	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行った。
平成 29 年 9 月	農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作放棄地調査

4 平成 30 年度の取組内容

時 期	内 容
平成 30 年 4 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜まつり期間中に臨時駐車場となる八剱憩いの広場前で観光案内所を設置する。
平成 30 年 5 月～6 月、平成 31 年 1 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で施肥を行う。
平成 30 年 4 月 ～9 月	五条川桜並木に発生する毛虫等の防虫のため消毒薬の散布を行う。
平成 30 年 7 月 ～9 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で、桜に害を及ぼすベッコウタケなどの調査・処理を行う。
平成 30 年 10～12 月	岩倉五条川桜並木保存会と協働で枯れ枝・不要枝の剪定を行う。
未定	「五条川の桜並木の保存及び再生に関する検討会」の作業部会及び検討会を必要に応じて開催する。
平成 30 年 9 月	農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作放棄地調査

5 平成 29 年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の意見のまとめでも岩倉市として桜並木をどうしていきたいのかビジョンが必要であるということであったが、今後は流域自治体及び市民活動団体とともにビジョンを明確にして共有していく必要がある。 ・ 自然については、今までよりも範囲を広げて五条川や自然生態園以外の植物も検証をしていくこと。

6 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の所有者が意識していないといけない。所有者も景観として役に立っていることを認識してもらえると良い。 ・ ここから岩倉市という看板があってもよい。 ・ 土地の所有者が世代交代で土地を手放すところも出てきており、生産緑地制度の終了時期と土地の所有者の世代交代が重なることも影響がありそう。
--

7 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の土地については、処分することも所有者の自由であるため、所有者がどこまで緑地の社会的意義を理解してくれるかという難しい面もある。いずれにしても、生産緑地制度の終了は大きな転機で
--

あり、緑地がどうなっていくかの瀬戸際であるが、身近な緑の保全については、自治基本条例の規定に則してしっかり考えていかなければならない。

- ・農地の持っている社会的な意義の理解には努めていってほしい。

岩倉市市民参加条例推進状況

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

3 岩倉市市民参加条例推進状況

(1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第25条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働推進課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。そのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課：協働推進課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考	
I 市民参加手続 に関する検証	第7条	市民参加の手続の方法		自治基本条例 第10条第1項の 検証を兼ねる	
	第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	資料1		
	第9条	審議会等の委員			
	第10条	審議会等の会議の公開等			
	第11条	アンケートの実施			
	第12条	意見交換会の開催			
	第13条	市民公聴会の開催			
	第15条	市民討議会の開催			
	第16条	パブリックコメント手続の実施			
	第18条	政策提案制度	資料2		
第19条	市民委員登録制度				
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第21条	協働による政策形成等	資料3	自治基本条例 第11条の 検証を兼ねる
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第22条	公益的活動の支援		
		第23条	中間支援組織の設置		
		第24条	協働によるまちづくりを担う人材		

(3) 岩倉市市民参加条例推進状況

I 市民参加手続に関する検証

1 条例の規定と現状について

平成 29 年度中に、市民参加条例第 6 条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は条例、計画の策定又は変更及び、既存計画の評価の行った事案は併せて 22 件でした。

「平成 29 年度 市民参加手続実施状況」資料 1 を参照に、各条文の規定についての実施状況を報告します。

第 7 条	市民参加の手続の方法					
第 8 条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表					
第 9 条	審議会等の委員					
第 10 条	審議会等の会議の公開等					
第 11 条	アンケートの実施					
第 12 条	意見交換会の開催					
第 13 条	市民公聴会の開催					
第 15 条	市民討議会の開催					
第 16 条	パブリックコメント手続の実施					
・平成 29 年度政策の形成における市民参加手続の実施状況						
手続の種類	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント手続
事案数	11	1	1	0	1	10
実施回数	39	1	4	0	2	(意見数) 36
・平成 29 年度評価の市民参加手続の実施状況						
手続の種類	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント手続
事案数	10	0	0	0	0	1
実施回数	17	0	0	0	0	(意見数) 0
<ul style="list-style-type: none"> ・ 22 件中、複数の市民参加手続を実施した事案は 10 件でした。 ・ 14 の審議会等のすべてにおいて、市民委員が選任されました。そのうち、公募により 10 人、市民委員登録から 7 人の方が市民委員として選任され、審議会等に参加していただきました。 ・ 選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。 ・ 開催した審議会等はすべて公開され、1 件の事案に延べ 55 人（全 6 回）の傍聴がありました。 ・ 1 件の事案について、アンケートが実施されました。 ・ 1 件の事案について 4 回の意見交換会が実施されました。開催にあたり、あらかじめ開催日時等を公表しました。 ・ 市民討議会は 1 件「学校給食センターの跡地活用について」全 2 回実施しました。参加者を募集するため、無作為抽出で 2,000 人に案内を送りました。当初の予定であった 40 名の定員を超える応募 						

があったため、抽選を実施し、結果的に37人の方が参加しました。

- ・パブリックコメントは3件の事案について、11人、2団体から36件の意見が提出されました。

- ・平成29年度の市民参加手続きの実施状況については、平成29年4月1日付け、市ホームページで公表しました。なお、下記のとおり平成30年度中に実施される予定の市民参加手続きについても取りまとめ、平成30年4月1日付けで市ホームページにおいて公表しています。

各手続きの詳細な内容については担当課において、適切な時期に広報紙や市ホームページにおいて公表しています

- ・平成30年度政策の形成における市民参加手続きの実施予定

手続きの種類	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメント ト手続
事案数	4	2	1	0	0	3

- ・平成30年度評価の市民参加手続きの実施予定

手続きの種類	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブリックコメン ト手続
事案数	8	0	0	0	0	0

第18条 政策提案制度

- ・1件の政策提案が提出され、趣旨を採択しました。詳細は資料2のとおりです。

第19条 市民委員登録制度

- ・登録者は67人（累計登録者137人）で7人の方が審議会等に登用されました。

2 平成30年度審議会が出た意見・論点

- ・市民参加の手続きを複数行うことは単年度だけで考えず、その事案によって年度をまたがることもあるため、継続して確認が必要である。
- ・パブリックコメントの件数が多かったのは、関心が高い事案であったからともいえるが、広報等を使い効果的に市民に働きかけをすれば、件数も増えると考えられる。
- ・取組状況シートの決算状況は対象となる協働事業の金額を出来るだけ記載すべきである。

3 平成30年度審議会の意見のまとめ

- ・市民参加条例の周知、推進を図るため、10年後の岩倉について市民と一緒に考える機会として、総合計画の策定時にも市民討議会など今までにない市民参加の手法を積極的に利用すると良い。
- ・市民参加手続きの実施状況及び結果の公開を始め、市民参加の機会を積極的に周知し、市政に対し様々な形で多くの市民の参加を得ることが重要である。

平成29年度の実施状況（条例、計画等の策定又は変更）

資料 1

条例・計画・制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数実施することとなっています。

	担当課グループ (G)	対象事業	第5条第1項に該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手法の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の公表日と公表方法（下表※2）	市民参加の実績	備考
1	秘書企画課 企画政策G	岩倉市旧学校給食センター跡地活用	(3)	旧学校給食センター跡地をどのように活用するのかについて検討するもの。	パブリックコメント手続	—	—	1月15日 ～ 2月13日 (30日間)	実施結果の公表 2月26日 方法 (1) (3)	9人 1団体 29件	
					市民討議会	—	公開	①9月23日 ②10月14日	結果の公表 3月30日 方法 (1) (3)	参加者37人	
2	危機管理課 生活安全G	岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例	(3)	岩倉市安全・安心なまちづくり推進条例に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため制定するもの。	岩倉市防犯カメラ設置運用検討委員会	全委員 6人 (うち市民 5人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①7月31日 ②9月4日 ③11月15日 ④3月16日	議事録の公表 ①9月12日 ②11月15日 ③12月14日 ④作成中 方法 (1) (3)	傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—	—	9月27日 ～ 10月26日 (30日間)	実施結果の公表 10月27日 方法 (1) (3)	0人 0件	
3	市民窓口課 保険医療G	第2期岩倉市国民健康保険データヘルス計画	(2)	岩倉市データヘルス計画（平成28年度～平成29年度）の第2期の計画（2018年度～2023年度）を策定するもの。 ※第2期から愛知県の医療費適正化計画と整合させ、計画期間を6か年とする。	岩倉市国民健康保険運営協議会	全委員 13人 (うち市民 8人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	1月29日	議事録の公表 4月下旬 方法 (3)	傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月1日 ～ 3月2日 (30日間)	実施結果の公表 3月5日 方法 (3)	0人 0件	
4	市民窓口課 保険医療G	第3期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画	(2)	第2期岩倉市国民健康保険健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）の第3期の計画（2018年度～2023年度）を策定するもの。 ※第3期から愛知県の医療費適正化計画と整合させ、計画期間を6か年とする。	岩倉市国民健康保険運営協議会	全委員 13人 (うち市民 8人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	1月 29日	議事録の公表 4月下旬 方法 (3)	傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月1日 ～ 3月2日 (30日間)	実施結果の公表 3月5日 方法 (3)	0人 0件	

5	福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画 第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）	(2)	障がいのある人もない人も地域の中で共に生きる、「ノーマライゼーション」の理念の実現に向けた、種々の取組を進めていくために策定するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	全委員 16人 (うち市民 10人) ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①7月3日 ②9月22日 ③10月27日 ④12月27日 ⑤3月15日	議事録の公表 ①9月22日 ②10月27日 ③12月27日 ④3月15日 ⑤未定 方法(3)	傍聴 0人	
					アンケート調査	市内の障害福祉サービス事業者	—	6月1日 ～ 6月15日	実施結果の公表 (3)9月22日 (1)2月1日	発送19人 返送18人	手帳所持者は H28実施済
					ヒアリング調査	市内の当事者団体等	—	7月10日 ～ 7月31日	実施結果の公表 (3)9月22日 (1)2月1日	7団体	
					パブリックコメント手続	—	—	2月1日 ～ 3月2日 (30日間)	実施結果の公表 3月12日 方法(1)(3)	0人 0件	
6	福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	行政が住民と共に、地域の生活課題を明らかにし、また解決していく体制を整備することを目的として策定するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 10人 (うち市民 9人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月27日 ②11月1日 ③12月19日 ④1月23日 ⑤3月26日	議事録の公表 ①11月1日 ②12月19日 ③1月23日 ④3月26日 ⑤3月中 方法(3)	傍聴 0人	
					いわくら福祉市民会議 (グループワーク)	H28年度住民懇談会 参加者 第1期推進メンバー 区長、公募等	公開	①6月25日 ②9月10日 ③10月8日 ④1月21日	会議実施時に 参加者で共有	①63人 ②56人 ③56人 ④69人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月10日 ～ 3月11日 (30日間)	実施結果の公表 3月26日 方法(1)(3)	2人 5件	

7	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第7期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年毎に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員13人 (うち市民3人) ・公募0人 ・市民登録0人	公開	①5月23日 ②6月27日 ③10月3日 ④11月14日 ⑤12月25日 ⑥2月20日	議事録の公表 ①②9月15日 ③11月8日 ④12月25日 ⑤⑥作成中 方法 (1) (3)	傍聴0人	
					パブリックコメント手続	—	—	12月28日 ～ 1月26日 (30日間)	実施結果の公表 2月16日 方法 (1) (3)	傍聴0人 0件	
8	健康課	岩倉市健幸都市宣言(仮称)	(2)	岩倉市健幸都市宣言は、いつまでも心身ともに健康でいきいきと幸福感をもって暮らせる、健康長寿のまちを実現するために宣言するもの。	岩倉市健幸都市宣言(仮称)に係る懇話会	全委員 10人 (うち市民 6人) ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	①12月7日 ②1月18日 ③2月21日 ④3月27日	議事録の公表 ①1月8日 ②1月30日 ③④未定 方法 (1) (3)	傍聴0人	
					パブリックコメント手続	—	—	H30年度に実施予定			
9	都市整備課 営繕G	岩倉市公共施設再配置計画	(2)	公共施設の適正な維持管理に向け公共施設の統廃合や再配置の基本的な考え方を整理し、公共施設再配置計画を策定するもの。 (H28年度から継続し、H30年度に策定予定)	岩倉市公共施設再配置計画検討委員会	全委員 10人 (うち市民 8人) ・公募 2人 ・市民登録 2人	公開	① 4月26日 ② 6月29日 ③10月2日 ④11月7日 ⑤12月22日 ⑥ 2月23日	議事録の公表 ①～⑥ 3月13日 方法 (1) (3)	傍聴 ①13人 ②12人 ③10人 ④9人 ⑤7人 ⑥4人	
10	学校教育課 学校教育G	岩倉市学校施設長寿命化計画	(2)	学校施設の適正な維持管理について基本的な考え方を整理し、適正な修繕や建替えに向けてコストの縮減と平準化を図ることを目的に岩倉市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画として計画を策定するもの。	岩倉市公共施設再配置計画検討委員会	全委員 10人 (うち市民 8人) ・公募 2人 ・市民登録 2人	公開	①11月7日 ②12月22日 ③2月23日 ④3月27日	議事録の公表 ①～④ 3月13日 方法 (1) (3)		
					パブリックコメント手続	—	—	2月25日 ～ 3月26日 (30日間)	実施結果の公表 4月中予定 方法 (1) (3)		
11	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども行動計画	(2)	岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利保障の理念を実現していくための目標と施策の方向を策定するもの。	児童館運営委員会	全委員 11人 (うち市民 11人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①5月30日 ②11月6日 ③2月20日	議事録の公表 ① 6月29日 ②12月9日 方法 (1) (3)	傍聴 0人	
					パブリックコメント手続	—	—	2月1日 ～ 3月2日 (30日間)	実施結果の公表 3月16日 方法 (1) (3)	1団体 2件	

12	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども・ 子育て支援事業 計画	(2)	計画に定めた教育・保育の 量の見込みについて支給認 定の状況を踏まえ、計画期 間の中間年において見直し をするもの。また、地域子 ども・子育て支援事業も合 わせて見直しをする。	子ども・子育て会議	全委員 11人 (うち市民 10人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①8月22日	議事録の公表 ① 9月25日 方法 (1) (3)	傍聴 0人	
※予定していたが、実施しなかった（延期した）もの											
13	環境保全課 廃棄物G	岩倉市災害廃棄 物処理計画	(2)	災害に対する事前の体制整 備を中心とし、市民・事業 者・行政の連携に基づく災 害廃棄物の円滑な処理を促 進するための計画を策定す るもの。	環境審議会 廃棄物減量等推進協議会 パブリックコメント手続						

- ※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。
- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
 - (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
 - (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
 - (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

- ※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2以上の方法により行うものとしています。
- (1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
 - (2) 広報への掲載
 - (3) ホームページへの掲載
 - (4) その他市長が必要と認める方法

平成29年度の実施状況（既存計画の評価）

第6条第1項に該当する要件（2）に該当する既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	審議会等の構成	会議の公 開	実施時期	結果・議事録等の公表日 と公表方法 (下表※2)	備考
1	秘書企画課 企画政策G	岩倉市自治基本条例	(2)	自治基本条例に基づいて市政運営が行われているか検証するもの。5年に1度の条例の見直しの必要性に合わせて市民参加手続きにより検証する。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 (うち市民 9人) ・公募 4人 ・市民登録 1人	公開	①6月27日 ②7月11日 ③7月25日 ④8月9日 ⑤9月29日 ⑥12月22日	議事録の公表 ①7月6日 ②7月20日 ③8月9日 ④8月23日 ⑤11月21日⑥3月2日 方法 (1) (3)	
2	協働推進課 市民協働G	岩倉市市民参加条例	(2)	市民参加条例に基づいて、市民参加手続きや協働の取組が実施されているか検証するもの。必要に応じて見直しも行う。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 12人 (うち市民 9人) ・公募 4人 ・市民登録 1人	公開	①6月27日 ②7月11日 ③7月25日 ④8月9日 ⑤9月29日 ⑥12月22日	議事録の公表 ①7月6日 ②7月20日 ③8月9日 ④8月23日 ⑤11月21日⑥3月2日 方法 (1) (3)	自治基本条例審議会において、市民参加条例の検証を所掌している。
3	協働推進課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画懇話会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画懇話会	全委員 11人 (うち市民 4人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	10月13日	議事録の公表 11月14日 方法 (1) (3)	
4	行政課 行政G	第2期岩倉市行政経営プラン	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づく岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議するもの。	行政経営プラン推進委員会	全委員 10人 (うち市民 8人) ・公募 2人 ・市民登録 2人	公開	①8月1日 ②8月3日 ③8月8日	議事録の公表 ①～③3月16日 方法 (1) (3)	
					パブリックコメント手続	—	—	8月14日 ～ 9月13日 (31日間)	3月16日 (実施結果 0人、0件)	
5	環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 12人 (うち市民 12人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①9月25日 ②2月9日	議事録の公表 ①11月24日 ②現在公表準備中 方法 (1) (3)	

6	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 12人 (うち市民 12人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①6月21日	議事録の公表 ①8月14日 方法 (1) (3)
7	環境保全課 廃棄物G	第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価するもの。	廃棄物減量等推進協議会	全委員 18人 (うち市民 17人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①3月8日	議事録の公表 ①現在公表準備中 方法 (1) (3)
8	長寿介護課 介護保険G 長寿福祉G	第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	平成30年度から平成32年度を計画期間とする第7期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に向けて、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の検証等を行うもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員13人 (うち市民3人) ・公募0人 ・市民登録0人	公開	①6月27日	議事録の公表 ①9月15日 方法 (1) (3)
9	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども行動計画	(2)	子どもの権利保障に関する施策を推進するために定めた行動計画の実施状況の評価するもの。	児童館運営委員会	全委員 11人 (うち市民 11人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①5月30日	議事録の公表 ① 6月29日 方法 (1) (3)
10	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況の評価するもの。	子ども・子育て会議	全委員 11人 (うち市民 10人) ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	①8月22日	議事録の公表 ① 9月25日 方法 (1) (3)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

平成30年度の実施予定（条例、計画等の策定又は変更）

条例または計画の新規策定または変更を行う予定があるものを公表しています。原則、複数実施することとなっています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
1	秘書企画課 企画政策G	第5次岩倉市総合計画	(2)	第4次岩倉市総合計画の計画期間（平成23～32年度）満了にあわせて平成30年度から32年度にかけて第5次岩倉市総合計画を策定するもの。	アンケート	—	—	平成30年9月
					意見交換会	—	—	平成31年2月
2	環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価するもの。	環境審議会	なし	公開	平成31年1月・2月
					パブリックコメント手続	—	—	平成31年1月 (30日間)
3	環境保全課 廃棄物G	岩倉市災害廃棄物処理計画	(2)	災害に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進するための計画を策定するもの。	廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	平成31年2月・3月
					パブリックコメント手続	—	—	平成31年2月 (30日間)
4	福祉課	岩倉市自殺対策計画策定	(2)	自殺対策基本法の改正により、地方自治体に義務付けられた計画を策定するもの。	岩倉市自殺対策推進委員会	あり	公開	平成30年6月
					アンケート	あり	—	
5	都市整備課 営繕G	岩倉市公共施設再配置計画	(2)	公共施設の適正な維持管理に向け公共施設の統廃合や再配置の基本的な考え方を整理し、公共施設再配置計画を策定するもの。 (H28年度から継続し、H30年度に策定予定)	公共施設再配置計画検討委員会	なし(H28から継続)	公開	年7回
					パブリックコメント手続	—	—	平成31年2月 (30日間)

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

平成30年度の実施予定（既存計画の評価）

既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行う予定があるものを公表しています。

	担当課グループ (G)	対象事案	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手段の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期
1	協働推進課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画懇話会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画懇話会	なし	公開	平成30年10月
2	環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	環境審議会	なし	公開	平成30年6月
3	環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	環境審議会	なし	公開	平成30年9月
4	環境保全課 廃棄物G	第4次岩倉市一般廃棄物処理計画基本計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価するもの。	廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	平成31年2月 平成31年3月
5	福祉課	第5期岩倉市障がい者計画	(2)	岩倉市障がい者計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	なし	公開	未定
6	福祉課	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし	公開	未定
7	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども行動計画	(2)	子どもの権利保障に関する施策を推進するために定めた行動計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市児童館運営委員会	なし	公開	未定
8	子育て支援課 児童G	岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	未定

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

政策提案に対する検討結果について

平成29年10月10日

1. 提案内容について

提案の名称	お祭り広場の地盤の改善
受付日	平成29年8月29日
署名人数	36人
提案内容	桜まつりのメイン会場となるお祭り広場がまつり期間中、雨が降るたびに泥濘状態となり、市民や観光客から苦情が出ているため、地盤改善を求める。

2. 検討結果について

提案の内容	お祭り広場の地盤の改善
検討結果	趣旨を採択（地盤改善について継続して検討）
検討結果の理由	<p>この提案における地盤の改善方法の具体的な内容について提案者にヒアリングを行ったところ、行政で最良の方法を検討してほしいとのことであり、この提案を政策提案制度による具体的な政策提言と判断するには不十分であると考えます。</p> <p>なお、提案内容の趣旨は十分に理解するところであり、早急に取り組むべき課題と考え、市民からの要望としてこれまでの状況等を踏まえながら検討しました。</p> <p>現状としては、これまでも担当部署では雨天時にお祭り広場が泥濘状態で土壌等の改善が必要であることも十分認識しており、植栽や桜まつり期間中にはコンパネを敷くなど限られた予算の範囲内で対策を行っています。さらに、お祭り広場は、常時第三児童館を利用する子ども達の遊び場や近隣住民の地域活動拠点として、また、区の盆踊りやCO2削減ライトダウンキャンペーンなどのイベントで多くの市民に利用されています。こうした状況の中で、桜まつりの来場者からは雨天時に足もとが悪いから舗装してほしいとの声をいただいておりますが、桜まつり期間以外にも常時利用されている近隣住民や父兄からはアスファルト舗装は好ましくないとの意見もあります。</p> <p>よって、この提案については、要件を満たしていないものの、多くの市民の利用するお祭り広場の地盤改善については適切な対策を実施することが必要であると判断し、その趣旨を採択し検討を進めることとします。</p>

II 協働の推進に関する検証

(1) 協働による事業

1 条例の規定と現状について

第4次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を別紙3「協働の取組状況シート（平成29年度）」として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の決算状況、事業の実績や実施状況、協働の視点による評価を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	21事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となつて一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	25事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	10事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	31事業
その他	後援ほか上記に分類できないが、協働して取り組んだ事業と考えられるもの。	0事業

・協働の視点による評価

昨年度までは、担当課による評価と今後の検討課題を記載していました。しかし、行政側だけでなく協働の相手方の視点から見た評価も必要だという審議会の意見を参考にし、今年度より、「協働の相手方の意見」という項目を追加し、シートの作成時はもちろん、協働の取組を行う際に相手方の意見や考え方に留意するよう努めました。

・その他、詳細については、別紙「協働の取組状況シート（平成29年度）」に記載しています。

2 平成 30 年度審議会で出た意見・論点

- ・協働の視点による評価の「相手方の意見」と「担当課の評価」に整合性がないと思える記述があった。担当課において、協働の取り組みの意義や相手方の思いを汲み取る配慮を促すとともに、わかりやすいシートの作成を心掛けてほしい。

3 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

協働で取り組んだ事業に対し、協働相手と事業を振り返り検討し、課題等を共有することで、今後の事業に活かすことができる。担当課は評価をする際は、協働相手の意図を汲み取り、協働の視点による事業の評価をしてほしい。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金		実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見
1	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	学校の主体性や独自性を大切にした取組を推進し、児童生徒や教員、地域社会にとって魅力ある学校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	①2,909,989円(UD講座6,000円除く) ②2,909,989円(UD講座6,000円除く) ③0円	4/1～3/31 全小中学校	地域人材の活用にあたり、小中学校間での人材活用についての情報共有を図る。	市内小中学校の地域人材活用状況を毎年調査することで、学校間の情報連携が図られている。	学校の事業計画に沿った幅広い人材活用が図られるよう、今後も支援が必要。
2	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	総合的な学習の時間推進事業	教科の枠を超えて設定される今日的な課題に取り組むため、「総合的な学習の時間」において、児童生徒の生きる力を育むよう、外部講師の招聘や体験的活動を行うもの。	市内小中学校 地域人材	①700,000円 ②700,000円 ③0円	4/1～3/31 全小中学校	地域人材の活用にあたり、小中学校間での人材活用についての情報共有を図る。	市内小中学校の地域人材活用状況を毎年調査することで、学校間の情報連携が図られている。	学校の事業計画に沿った幅広い人材活用が図られるよう、今後も支援が必要。
3	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	学校教育課	中学生海外派遣事業	派遣する生徒の面接や事前学習といった出国までの準備、派遣先への帯同、帰国後の報告会等を行っている。	岩倉市国際交流協会	①2,970,000円 ②2,970,000円 ③0円	【派遣先】モコ [®] #8/3～8/10(中学生14人、引率3人) 【報告会】8/25	事業の運営における実務的な支援を行う。	活動に参加する人材や時間の確保が課題である。	派遣事業の事務や会からの要請に対して幅広く支援できているが、自立した活動に向けた支援が必要。
4	事業委託	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	五条川親水事業	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じ、次代を担う子どもたちに、ふるさとの自然のすばらしさや川との付き合い方などを楽しく学んでもらうとともに、市民に対する意識啓発を図る。	岩倉の水辺を守る会	①1,003,645円 ②1,000,000円 ③0円	【竹林公園体験教室】5/21(25名) 【水辺まつり】7/30(500名) 【親子魚釣り教室】雨天中止	五条川親水事業を委託している団体で、同事業の一環として実施している。イベントの運営は当該団体を中心に他の団体も交えて行われている。	イベントの運営にあたり、特に中学生ボランティアの人員が不足している。	岩倉の水辺を守る会に委託し、子どもたちが楽しみながら学べるイベントが実施できている。
5	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	市民活動支援センター業務委託	市民活動支援の拠点として開設した市民活動支援センターの業務を委託した。登録団体に対して、印刷費・会議室使用料の減免等により活動支援したほか、活動内容の紹介をホームページ・情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①6,241,885円 (消耗品費912,061円、修繕料56,538円、通信運搬費415,689円) ②4,857,597円 委託費(運営委託料+サーバ機器等保守委託料)	【センター登録団体数】238団体 【利用者数】37,385人 【利用件数】3,203件 【情報発信件数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)】350件	新たに全6回のボランティア講座や広報力アップ講座を開催し、ボランティアに興味をもつ市民や、市民活動団体に対して支援をした。市民相談の対応や、行政区等の地域団体への支援も充実している。	より綿密に連携をとり、協働のまちづくりに取り組んでいきたい。	市民自線の運用に努め、日々必要に応じ業務改善に取り組んでいる。
6	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	「市民プラザまつり」業務委託	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を発表したり、ブース出展をして沢山の市民と触れ合うことで、市民活動の魅力を知っていただき、岩倉市全体の活性化を図る行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①76,110円 ②「市民プラザまつり」業務委託料76,110円 ③0円	9月23日(土) 延べ900名	ステージ発表等で31団体のPRができ、多くの市民に市民プラザや、活動内容を知ってもらうことができた。家族連れ、男性も例年より多くの参加があった。	開催にあたり、展示パネルの事前準備や駐輪場確保、抽選の景品用意など、多くのサポートをしてもらえたのでありがたかった。	子どもから大人まで幅広く楽しんでいただけたと感じている。受託者は会場レイアウトや進行等に工夫を重ね、来場者により楽しんでもらえるよう努めていた。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金		実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見
7	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	「65歳の集い」業務委託	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを発見したり、市内の同年代の人と知り合い地域の繋がりを作っていたりすることを目的とした行事の開催。	特定非営利活動法人ローカルワイドウェブいわくら	①142,440円 ②「65歳の集い」業務委託料142,440円 ③0円	12月3日(日) 86名	名城大学から講師を招聘し、「これからおもしろい人生づくり」というテーマで講演会を行った。閉会前に、多くの参加者が退席してしまったため、飽きさせないような工夫が必要。	参加者数が前年度より多かったことは良かった。	前年度の反省を踏まえ、実行委員会開催時から、参加者に飽きさせないよう計画し、内容を練っていた。しかし、前年度同様多くの参加者が途中で退席してしまったため、大幅な改善も視野に入れる必要がある。
8	事業委託	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	勤労青少年交流事業	勤労青少年の福祉について広く市民の関心を深め、かつ勤労青少年自らが職業人、社会人としての自覚を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的として、ボウリング大会を実施している。	勤労青少年交流事業実行委員会	①323,978円 ②273,978円 ③0円	7/15、小牧国際ボウルにて実施。(市内13企業から100人)	市内事業所の職員からなる実行委員会により、交流事業を実施することができた。	事業所間の交流の場となっている。	事業所間の若手職員による繋がりの一助となっている。
9	事業委託	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	・市役所1階に「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行うとともに、観光まちづくり事業を企画・開催している。 ・岩倉市PR大使「い〜わくん」のグッズを製作し、市内外に出店するとともに、イベント時に「い〜わくんSHOP」を出店し、販売することで、い〜わくん及び岩倉市のPRを行っている。	特定非営利活動法人いわくら観光振興会	①12,381,799円 ②11,491,000円 ③0円	・年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくらランチスタンプラリー」や「カーネーション狩り」、「いわくらdeマルシェ」、「冬の鍋フェスinいわくら」などのイベントを企画、開催した。 ・年間を通じて、い〜わくんグッズの製作・販売を行い、い〜わくんと市のPRに寄与した。	・地域資源を活かしたイベントを実施することができた。 ・より効果的な観光情報の発信が必要である。	市外からの集客を増やしていることが課題である。	・マルシェや冬の鍋などイベントの充実を図ることができた。
10	事業委託	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	市民ふれ愛まつり事業	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれ愛まつり実行委員会	①7,070,270円 ②7,070,270円 ③0円	11/11～12 (来場者延べ20,000人)	各市民団体の活動を知る機会として、また団体間の交流を深めることができた。	事業内容のマンネリ化が課題となっている。	・団体間の交流の場として効果的である。 ・各フェアで新しい試みがあると良い。
11	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	人形劇フェスティバルの開催	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	①320,000円 ②320,000円 ③0円	9月9日(活動者12名、来場者のべ約720名)	広報、会場設営を行う。当日は、多数のボランティアの方々と協力し、来場者の整列、おもちゃコーナーなどの運営を行う。	当日の会場を広げてほしい。また、当日のベビーカー置き場を充実させてほしい。	毎年多く来場者を集めている催し物であり、図書館という場に親しんでもらうきっかけになっている。
12	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	大型紙芝居の作成	より大勢の人に伝えることができるよう大型の紙芝居の作成を行う。	岩倉市図書館大型紙芝居等作成実行委員会	①66,000円 ②66,000円 ③0円	随時(木、金曜日中心)(活動者14名) 蔵書52点(中型紙芝居舎)	大型紙芝居を図書館に所蔵し、学校での読み聞かせイベントの際などに貸出を行う。	図書館での保管場所が狭いので、広げてほしい。	大型紙芝居の上演は迫力があり、子どもたちの興味をより引き出せている。子どもの読書活動の推進に貢献している。
13	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	市民音楽祭委託事業	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会(岩倉市音楽連盟)及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会音楽祭出演団体	①220,936円 ②166,936円	【市民音楽祭】11/5、来場者数710人(うち出演団体15団体、出演者数259人)	出演団体数の横ばいと、出演者の高齢化も進んでいる。新規団体の呼び込みのための周知方法を検討していく必要がある。	舞台設営業者を1人多く配置した結果、出演団体の負担軽減に繋がった。	舞台設営業者を1人多く配置することで、舞台上の転換がスムーズに進んだ。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
14	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭 茶接待	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展審査委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展審査委員会 岩倉市文化協会 市民	①4,516,236円 ②387,742円	【文化祭】11/2～11/5(出品者数2,882人、来場者数6,876人) 【茶接待】11/4来場者数273人 11/5来場者数350人	出品者の高齢化が進んでおり、出品数、来場者数ともに減少傾向にある。茶席数は天気にも左右されるが、文化祭のポスターとは別にチラシを作成し来場者数増加に向けて周知をした。	文化祭のチラシを作成することで、出品者からも知り合いに周知ができるようになり、期間中のスケジュールも把握しやすくなった。	出品者数が減少傾向にある。来場者数は天候にも左右されるが、作品出品の周知の方法は検討していく必要がある。
15	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	市民有志による民具研究会への委託により、図書館3階の民具の整理と郷土資料室の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。	民具研究会	①562,970円 ②562,970円 ③0円	【企画展】「むかしの冬の暮らし展」1/20～30 来場者313人	民具研究会の会員の高齢化が進んでおり、会の活性化が必要である。	会員の高齢化により作業負担が年々大きくなってきている。	岩倉の歴史や民具資料等の知識が深い会員の活動により、民俗資料の整理や活用が進んでいる。
16	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業(岩倉桜まつり協賛、山車巡行・からくり実演)	「岩倉桜まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、桜満開の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の春の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	①1,629,670円 ②1,629,670円 ③0円	【山車巡行、山車展示】4/1 来場者数約1,000人	岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとした伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。	岩倉の山車文化の保存、継承に向けて行政と協働していく必要がある。	岩倉市山車保存会の活動により岩倉の山車文化の保存、継承が図られている。
17	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	岩倉市体育協会に委託し、スポーツ大会・教室を開催する。	岩倉市体育協会	①5,277,000円 ②4,919,651円 ③0円	9大会2教室(参加者4,101人)	大会・教室のより効果的な周知方法や内容を検討する必要がある。	事業終了後に反省事項などを洗い出し、次回以降の改善に繋げている。	各大会・教室を体育協会の競技団体を中心に実施できており、子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ振興に寄与している。
18	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	岩倉スポーツクラブに委託し、だれでも気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	①500,000円 ②499,552円 ③0円	5大会(245人)	スポーツ推進委員によるミニテニス教室の参加者からスポーツクラブの活動に参加する人も増えてきている。引き続き、ニュースポーツに関心をもってもらえるようなPR方法を研究していく。	より取り組みやすく、また人気のあるニュースポーツの研究をする必要がある。	日ごろの教室、またカラーリング大会や歩こう会等交流会の開催等、打合せ等も定期的に行われている。これにより、マンネリ化することなく充実したイベントを開催している。
19	事業委託	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち 4. 快適で利便性の高い魅力あるまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール事業」として草花を植付けているが、市民ボランティア団体の「ふれあい花の会」により植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会	【フラワーバンク】 ①47,753円 ②0円 ③0円 【花のあるまちづくり】 ①1,413,669円 ②委託費1,400,000円 ③0円 【緑化ウォール】 ①415,455円 ②委託費390,000円 ③0円	【フラワーバンク】 花苗配布5/17、10/26(各日196株) 【花のあるまちづくり】 駅東西3,679株 【緑化ウォール】 五条川護岸2,500株	除草等管理の充実、会員の高齢化	存続するためには若い世代の参加が必要であり、市にも会員を増やすような働きかけをお願いしたい。	会員の高齢化はあるが、現在は協働による市民目線での花の植え付けや維持管理事業を行えている。しかし、今後の事業の継続については、考えていく必要がある。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
20	事業委託	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	市行事手話通訳、要約筆記設置事務	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	手話サークルのほり 要約筆記サークルさくら	④決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金 ②手話通訳謝礼 44,000円 ②要約筆記謝礼 59,200円 ③0円	●手話通訳 【桜まつりセレモニー】 【防災訓練】 【市民盆おどり】 【ふれ愛まつりオープニングセレモニー】 【健康フェア講座】 【新成人のつどい】 【人権啓発講演会】 【市民健康マラソン】 【冬鍋フェス】 【46周年記念式典】 ●要約筆記 【防災訓練】 【敬老会】	市の主な行事に手話通訳、要約筆記を設置する事で、障害者への社会参加及び障害者に対する理解促進が図られた。また、ボランティアの活動の場を充実することができた。	昨年度派遣のあった行事が今年度ないものがあった。積極的な制度の活用をお願いしたい。	制度の活用機会増加に伴い、申請・報告体制を確立していく必要がある。
21	事業委託	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	地域福祉計画推進事業	計画推進の主体である、いわくら福祉市民会議のメンバー（市民ボランティア）が行政や社会福祉協議会とともに、地域との繋がりを深め、支えあいのネットワークづくりを推進するなど、地域福祉意識の醸成を図っていく。	いわくら福祉市民会議 岩倉市社会福祉協議会	①161,163円 ②161,163円 ③0円	【定例会】月1回（4部会ごと） 【自転車マナー啓発事業】9/20、12/20 【災害啓発（大型紙芝居）】7/12、7/24、8/9、8/29 【いわくらカルタ制作】通年、体験会3/31 【公園で遊ぼう】5/20、12/3 【あいさつ運動】7/29、9/23、11/15 【サロン交流会】8/8 【地域福祉推進フォーラム】3/3	委託事業としては、5年を通じた見直しをもって、課題ごとに徐々に事業化することができた。最終年の5年目は部会ごとに集大成として特色ある事業を展開できた。また、地域福祉推進フォーラムでは市民に向け、実績報告と先駆的事例の照会を実施し、地域福祉の推進に寄与できた。	5年計画の最終年として、自覚をもって自主的に取り組んでいただいた。分野ごとの全体的な事業のため、小地域に向けた活動はなかなかできなかったとの反省もあった。5年間は長かったし、責任感を継続することも苦しかったが、結果として参加してよかったという所感をいただくことができた。	市民計画26項目のうち6項目を実施した形になるが市民主体でできることから模索して事業化につなげてきたことについては大いに評価できる。平成30年度からは、第2期計画となって位置づけは変わるが、主体性を失わず、自主事業の継続や第2期計画の後方支援を期待したい。
22	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	クリーンアップ五条川	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの両岸と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図る。	市民、市民団体 行政区、企業	①0円 ②0円 ③0円	3/10(850名) 2,630kgのごみを回収。	市は協力団体として参加している。	特になし。	多くの市民や団体が関わり、全市民的意識啓発ができていく。
23	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	C02削減ライトダウンキャンペーン	環境省が平成15年度から実施している「C02削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてサンドブラスト工芸教室及びキャンドルキャンペーンを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。	C02削減ライトダウンキャンペーン実行委員会	①24,217円（消耗品費） ②0円 ③0円	6/24実施 サンドブラスト工芸教室92名 キャンドルキャンペーン110名	運営については市民参加の実行委員会方式にて行っている。市は実行委員会の事務局として、イベントが円滑に進行するよう補佐している。	地球温暖化防止の啓発に一役買っているため、今後も協力していきたい。	実行委員会方式により市民の視点でイベント内容・運営の企画や改善がなされている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績	VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手		(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
24	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	緑のカーテン事業	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、ツル性の植物（ゴーヤ）を、窓を覆うように繁茂させ遮光や断熱の効果を持たせる「緑のカーテン」として、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、「緑のカーテンコンテスト」を実施（コンテスト参加者を広げることを目的にゴーヤ苗300苗を無料配布（コンテストに参加することが条件）もしている。）しており、最優秀賞については、環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会	①181,250円（消耗品費） ②0円 ③0円	【公共施設苗植付け】 5/17、18(岩倉市婦人会会員延べ16名) 【ゴーヤ無料配布】 5/13(配布者：市民、団体合わせ33組) 【緑のカーテンコンテスト】 表彰式11/12 応募者：25組（うち1名最優秀賞、5名優秀賞）	・児童館や保育園への緑のカーテンの設置を岩倉市婦人会の協力を得て行っている。 ・コンテストへはゴーヤ苗の配布者以外からも応募をいただいている。	(岩倉市婦人会) 児童館や保育園への設置は、利用者である子どもも楽しんでくれて、環境学習に一役買っているため、自分たちとしても協力していきたい。 (コンテストに応募した市民) カーテンの設置で日差しが和らぎ、また緑の見た目にも心が癒されている。	コンテストに応募する市民の人数を増やし、緑のカーテンを市民に広く展開していく方策が必要である。
25	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	自然生態園施設管理事業	岩倉ナチュラルリストクラブに協力をいただき、観察会、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラルリストクラブ	①事業費（消耗品費） 32,365円 ②140,000円 ③0円	【ザリガニ釣り大会】7/15(57名) 【夜の観察会】7/22(53名) 【標本づくり体験教室】8/19(16名) 【カエルとふれあおう】9/9(33名) 【秋の観察会】9/23(19名) 【とんぼ池であそぼう】10/15(0名)雨天中止	団体によるイベントの運営力を反映できる。	市と共催することで、広報等でイベントの周知ができる。	参加者の少ないイベントの見直しやイベントの委託を検討していく必要がある。
26	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	環境フェア	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民環境フェア実行委員会	①618,455円 ②0円 ③0円	11/11、12(1,127名)	運営については市民参加の実行委員会方式で行っている。市は実行委員会の事務局として、イベントが円滑に進行するよう補佐している。	学生ボランティアの参加を促す必要がある。	大人から子どもまで楽しみながら環境について学べるイベント等が実施できている。
27	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	市民農園運営事業	市が農地を借りて、各小学校区5つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民による運営協議会	①0円 ②0円 ③0円	市内に5箇所設置 区画数は160区画 (うち6区画が空き)	・協議会の役員の担い手が不足している。 ・空き区画が目立つ農園がある。	特になし	協議会の役員と協力しながら運営ができた。
28	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	稲作り農業体験	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。	・市内農家 ・愛知北農業協同組合	①80,000円 ②80,000円 ③0円	田植え6/3 稲刈り9/30 (参加者14世帯)	参加者が固定化している。	講師より辞めたい旨の意向が出されている。	田植えから稲刈りまで農作業全般について丁寧に指導してもらうことができた。
29	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	農業体験塾	農地を借り農業に興味を持っている人等に対し農家等から指導を受けながら作付けから収穫までを行う。	市内農家等	①112,000円 ②112,000円 ③0円	原則、毎週日曜日(参加人数33名) 講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	・講師の引き受け手が不足している。 ・塾生の減少が続いている。	特になし	市内農家を講師として招き、農地の遊休化防止に役立っている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
30	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	野菜の広場事業	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	①0円 ②0円 ③0円	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。 29年度末時点で会員数は6。	生産者の高齢化に伴い、会員が減少し、野菜の広場の存続が危ぶまれる。	特になし	会員の減少に伴い、広場の運営にかかる会員の負担が増している。
31	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	食育推進事業	消費生活講座等での料理教室の開催。 安心・安全な地元野菜の品質向上や農業振興のための農業フェアを実施。 市立保育園でバケツを使って稲作を実施。	・消費生活モニター ・農業フェア運営協議会 ・愛知北農業協同組合	①0円 ②0円 ③0円	【農業フェア】11/11、12 【消費生活講座での料理教室】12/11、18(計32名) 【バケツ苗】5/下～12/中	事業担当課で完結しているため、他部署との情報共有が難しい。	特になし	担当課間での連絡を密にしながら取り組みを進める必要がある。
32	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	五条川水生生物調査	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校 岩倉ナチュラリストクラブ	①0円 ②0円 ③0円	5/12(児童58名)	五条川小学校が実施を企画し、市を通じて岩倉ナチュラリストクラブへ講師を依頼するもの。調査に関する指導や生き物に関する話の内容はお任せしている。	岩倉ナチュラリストクラブの協力で、五条川小学校の伝統を継続できていることは喜ばしい。	事業の継続にあたり、いつまで岩倉ナチュラリストクラブの協力を得ることができるか課題である。
33	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	クリーンチェックいわくら	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓発を図る。	市民、市民団体、行政区環境フェア実行委員会	①186,170円(消耗品費) ②0円 ③0円	10/10～11/12 145団体(延べ7,263人) 市内一斉実施日:10/28 ごみや資源の回収量4,300kg	いわくら市民ふれ愛まつり及び岩倉市環境フェアに先駆け、市民及び団体等の協力のもとに環境美化活動を行う。市内一斉実施日に実施できない団体等については、期間内に自主的に計画を立て、実施するものとする。	特になし。	参加する市民の人数を増やし、ごみ減量化と資源化の啓発を広く展開していく必要がある。
34	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	保健推進員活動支援事業(活動費、会議、研修)	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に設置された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。行政区ごとに活動費交付金を交付。	保健推進員	①2,083,544円 ②活動費交付金1,973,192円(報酬なし) ③0円	28行政区活動交付金20,810世帯各区に対して、1世帯あたり100円交付。ただし、30,000円未満の場合は、最低基準額30,000円とする。 【会議】3回(248人) 【地区活動】412回(7,488人)(内訳) 【栄養教室】6回(104人) 【健康教室】73回(1,518人) 【施設見学】1回(28人) 【歩け歩き運動】211回(3,820人) 【健康体操等】121回(2,018人) 【活動費交付金】1,973,192円	地区ごとに健康づくりが取り込まれている。今後も保健推進員の地域での健康づくりに対する知識等を高めていくための情報提供や地域での認知度を向上することが課題である。	他地区の取り組みにも関心をもち、自分の地区に取り入れるなど積極的に健康づくりに取り組んでいる一方で、次期保健推進員の選出に苦慮している。	地区ごとに健康づくりが取り込まれている。今後も住民目線に立って、地区ごとの健康課題を意識した活動に向けた支援が必要である。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
35	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	食の健康づくり推進員活動支援事業(会議、学習会)	健康いわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。1市の保健事業に協力2保健推進員地区活動での普及3自主グループ活動の支援4栄養教室の開催(自主活動)5他団体への活動協力。	食の健康づくり推進員	①148,340円 ②0円 ③0円	【会議】3回(59人) 【研修】8回(178人)(活動) 【事業協力】12回(1,488人) 【保健推進員地区活動講師】5回(136人) 【自主グループ活動支援】6回(106人) 【栄養教室】4回(58人) 【他団体への活動協力】1回(18人) 【JA愛知北および野菜の広場】年4回 野菜のレシピ集500部配布	各種団体との連携により、保健センターの講座を利用しない人にも食の健康情報を発信することができている。今後も食の健康づくり推進員の養成・育成を行い、継続的に活動が展開できる体制を整えていくことが課題である。	市民全体への食育の知識の普及啓発に向けて学習や啓発媒体を作成し、様々な場で積極的に活用して啓発している。学習したことを市民に届けられること、特に直接反応が返ってくるのがやりがいにつながっている。	各種団体等への支援の活動を推進員の意見を取り入れながら広げている。
36	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	中高生世代の居場所づくり事業	子ども行動計画に基づき、地域交流センターや児童館などを中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。 【プロジェクト-i】岩倉総合高等学校美術部と連携し、高校生が主体となって話し合いを行い、行事の内容を企画し開催する。 【幼児クラブon Saturday】岩倉総合高等学校と連携し「子どもの発達と保育」「子ども文化」の授業を選択している生徒に、児童館で実施している幼児クラブを体験してもらい、幼児クラブでの経験が、幼児の成長と母親の子育てに重要な役割を果たしているということを学んでもらうもの。 【アートプロジェクト】自分だけのオリジナルこいのぼりの作成をする。	愛知県立岩倉総合高等学校 名古屋芸術大学	①(児童館総務費・児童館運営事業費)消耗品費10,000円 ②0円 ③0円	【プロジェクト-i】12/16 小学生30人、高校生20人、教諭1人 【幼児クラブon Saturday】10/28 幼児32人、大人28人、生徒8人、教諭1人 2/3 幼児25人、小学生2人、大人25人、生徒9人、教諭1人 【アートプロジェクト】12/2 小学生20人、学生3人、教授1人	「中高生の居場所づくり」に努めている。これらの事業をきっかけに「児童館」を知り足を運ぶきっかけとなってくれることを理想としているが、異年齢との交流を持つことで彼らの人間性に深みが出ることを期待する。	・美術部の中にプロジェクトを引き継ぐ「伝統」が生まれてきて大人の手を必要としないほどの主体性をもってきた。 ・授業の中で準備、練習してきたものを実際に体験する事で、生徒の今後に活かされると評価されている。	岩倉総合高校とのつながりがきっかけとなり名古屋芸術大学とのプロジェクトを実施することができた。街と芸術とのコラボレーションは見ごたえがあった。
37	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	岩倉軽トラ市事業 岩倉軽トラ夜市事業	岩倉軽トラ市実行委員会が中心となって4月～11月に軽トラ市と軽トラ夜市を開催している。	岩倉軽トラ市実行委員会 特定非営利活動法人いわくら観光振興会 岩倉市商工会 愛知北農業協同組合	①0円 ②0円 ③0円	【軽トラ市】4月～6月、9月～11月の原則毎月第3日曜日に開催。(来場者：毎回、約1,500人) 【岩倉軽トラ夜市】8/5の岩倉市山車夏まつりに併せて開催。来場者：3,200人 8/18、19の「いわくら夏まつり市民盆おどり」に併せて開催。	・消費者、生産者、商工業者相互の交流を深めることができた。 ・参加できる実行委員が減少している。	役割分担の整理が必要。	・市内事業者と消費者とのマッチングの場として、その後の実店舗への集客に繋がっている。 ・まちの賑わい創出の一役を担っている。 ・事業の運営方法等の見直しが必要。
38	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	市内の3つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部	①299,536円(ふれ愛まつり実行委員会からの委託料) ②0円 ③0円	11/11、12(来場者：延べ2,426人)	消費者団体間の交流を深めることができた。	団体間の繋がりに有効である。	市民目線の企画、提案で催しを実施できている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金		実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見
39	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	フリーマーケット事務	消費生活モニターが中心となって、年に1回総合体育文化センターの多目的ホールでフリーマーケットを開催している。	消費生活モニター	①0円 ②0円 ③0円	7/8午前10時～午後1時(延べ26店の出店)	不用品の再利用方法の多様化などにより出店者の固定化や来場者が減少している。	特になし	左記理由により平成29年度をもって終了。
40	事業共催	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	シニア大学	60歳以上を対象とする生涯学習講座で教養学部・健康学部・社会学部の3学部からなる。市民からなる委員が企画をする。	シニア大学企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼等 ②30,000円 ③0円	年間を通して教養・健康・社会学部と3学部合同開催。28回(延べ1719人)	市民からなる委員により、魅力的な講座の企画・運営を継続していく。	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するがなり手がいないのが懸案事項となっている。	日頃から精力的に活動頂いている。市民目線の講座の企画・運営により魅力的な講座の開催がなされている。
41	事業共催	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	成人式事業	新成人によって構成される実行委員会により、新成人のつどいの企画・運営を行う。	新成人のつどい実行委員会	①900,716円 ②438,327円 ③0円	新成人の実行委員(11人、参加者数349人)	これまで公募を基本に実行委員を募集してきたが、集まりにくい状況や議論がまとまりにくい状況が認められた。中学校からの推薦者を中心に実行委員を募り、円滑に会議を進めることができた。	特になし。	毎年実行委員の自由派発想により企画・運営がなされている。互いの成長確認しあえる場となっており充実したイベント内容となっている。
42	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	長寿介護課	高齢者地域見守り事業	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業などに出向き認知症サポーター養成講座を実施している。	いわくら認知症ケアアドバイザー会	①202,746円 ②0円 ③95,000円 愛知県国民健康保険団体連合会国保保険事業助成金	【認知症サポーター養成講座】15回(受講者 659人)市内小学校ほか 【認知症に関する映画上映会、認知症講演会】8月(受講者82人)	ボランティア団体として、市民目線に立った認知症に関する啓発活動を行っている。	認知症関係のボランティア団体として、市や関係団体と協力連携し、高齢福祉へ貢献していきたい。	協働体制がとられており、ケアアドバイザー会の活動も活発であり、実績も上がっている。今後も連携し、継続的な活動実施を検討していく。
43	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	自主防災会訓練支援	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	①訓練用消耗品等 ②0円 ③0円	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/22(245名) ・北小学校区9/17(雨天中止) ・曾野小学校区10/30(雨天中止) ・五条川小学校区11/19(389名)	全小学校区において、地域合同訓練を実施することができた。しかし、自主防災会がより主体的となって事業を進めていく必要がある。	訓練内容や、訓練時期について変更してほしい。参加人数を増やす良い方法を教えてほしい。	自主防災会によって、防災意識の差があるため、全体的に自発・自立的な活動を心がけてほしいと感じる。
44	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	防犯推進事業	【犯罪撲滅啓発活動】年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回転灯防犯パトロール講習会】江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊(市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】8/10(約100名)、12/8(約150名) 【青色回転灯防犯パトロール講習会】7/18(19名)、8/3(41名)	新規団体の加入や、団体内の世代交代などの活性化が必要。青色回転灯防犯パトロール講習会参加者の増加が必要。	特になし	防犯関係団体と協力しながら活動を実施できている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
45	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	交通安全事業	【交通安全推進協議会】 交通安全街頭指導を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【街頭指導】毎月1回と春季を除く各季の運動期間中に1回実施(委員数:106名) 【交通安全宣言セレモニー】開催10/1	児童向けの活動に加え、中高生や高齢者を対象とした啓発活動の充実が必要。	特になし	関係団体と協力しながら事業を実施できている。
46	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	交通安全事業	【五条川交通少年団】 五条川小学校の児童で構成する交通少年団の活動を支援する。 【交通安全母の会】 市内の幼稚園の保護者で構成する母の会の活動を支援する。	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【五条川交通少年団】(団員25名、代表世話人1名、世話人5名)年3回、交通安全活動を実施 【交通安全母の会】(会員50名) ・街頭啓発活動11/17(会員40名) ・各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園の会員)	各団体との意見交換や情報提供、啓発活動の充実が必要である。	特になし	関係団体と協力しながら事業を実施できている。
47	補助・助成	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	家庭から排出される資源物(古紙・古着類)等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民行政区	①10,186,128円 ②1,803,600円 ③0円	毎月7回、各地区ごとに決められた場所を実施。971tの資源を回収した。	各地区での回収量が減少している。	特になし。	行政区の協力のもと、資源化の推進が実施できているため、今後も継続していく。
48	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	市民活動助成金事業	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組む団体に対し、対象経費の一部を助成している。はじめの一步コース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体	①1,021,500円 (審査会委員謝礼87,500円) ②助成金総額934,000円 ・はじめの一步コース(4団体)182,000円 ・ステップアップコース(9団体)702,000円 ・イベントコース(1団体)50,000円 ③0円	平成29年2月11日 企画提案発表会	多くの団体が、公益性のある事業に取り組むことができている。 担当課としては、団体のイベントPRチラシ等の施設への設置を積極的に行うことができている。 中間支援組織である市民活動支援センターにおいて、団体のイベント実施や書類等手続きにおいて支援や助言ができている。	財政的な支援にとどまらず、会場確保や広報活動、行事開催や準備等において更なる支援を期待する。	事前の事業計画の検討(イベント開催スケジュールや積算)が十分でない事業があるため、無理なく確実性の高い計画を立てることができるように支援が必要である。
49	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	区育成補助金事業	行政区(30区)に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	①3,515,100円 ②3,515,100円 区育成補助金 ③0円	21,434世帯、30事業 (各区に対して1世帯あたり150円、区の親睦事業1事業あたり10,000円を補助)	役員のなり手不足や未加入者対策など、運営の実務に対する支援が求められる。	補助金が区の運営に役立っている。	行政区によって親睦事業の数に差が出る考えられるので、事業の精査をし公平性を保つ必要がある。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
50	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	国際交流事業補助事業	「日本語ひろば」や「外国人健康相談・法律相談」、「料理教室」「国際交流セミナー」など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。団体の実施する事業に国際交流員とともに企画から参加するなどの支援やイベント等の周知を行っている。	岩倉市国際交流協会	①1,144,318円 ②520,000円 ③0円	【国際交流セミナー】80人 【モンゴル留学生受入事業】15人 【東小夢くらぶ交流支援】多数参加 【ホームステイ】ゲスト17人ホスト17家庭 【各種イベント】世界のお惣菜、デイキャンプ、ふれ愛まつり 【日本語ひろば】延べ645人 【英語をしゃべろう会】月1回10～15人 【外国人健康・法律相談】15人	国際交流協会の事業に国際交流員と共に参加し、市民レベルでの国際交流を進めることができた。今後も協会の実施するイベントへの参加が増えるよう支援する。	各種イベントの周知を始め、新たなモンゴル留学生受入事業が行政と協力して出来た事が良かった。	国際交流協会は団体として自立しており、事業を実施するに当たっても十分な体制ができています。行政の支援、事業補助としては十分である。
51	補助・助成	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	子ども会育成事業	岩子連および単位子ども会に対し、運営に関する事務、補助金を交付している。	岩倉市子ども会連絡協議会	①1,402,000円 ②1,399,650円 ③0円	・年少リーダー養成講習 ・各種行事 ・役員研修会	子どもの健全育成、地域での児童集団の育成を目的に「子ども会」が結成されて以来、単位子ども会・校区会・岩倉市子ども会連絡協議会の事業が円滑に運営されるよう事務局としてサポートしている。	子ども会離れを阻止し、新たな入会希望者を獲得するため努力している。市として担当課としてのバックアップをお願いしたい。	多種多様な取り組みに試みており職員としても見習うべき点が多い中、更なる自発的・自立的な活動に向けた支援が必要。
52	補助・助成	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	初心者が取り組みやすいニュースポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市体育協会 岩倉スポーツクラブ	①100,000円 ②42,640円 ③0円	スポーツ指導者養成補助者11人 カローリング指導者養成補助者2人	市民の求めている取り組みや新しいニュースポーツを研究するとともに、指導者育成として、ニュースポーツや競技種目の質を高められるような資格の調査及び周知をする必要がある。	市民の求めているニュースポーツを先進地区等を参考にしながら、研究していく必要がある。	引き続き市民の求めているニュースポーツを研究し、安全に安心して運動に取り組めるように、指導者などの確保に努めていく。
53	補助・助成	1. 安心していきいきと暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。岩倉市老人クラブ連合会への補助金により、介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。	岩倉市老人クラブ連合会	①7,540,195円 ②4,404,000円 ③1,061,000円	①介護予防事業 45回 859人 ②健康づくり事業 42回 1,367人 ③文化部活動、運動会等 71回 2,334人 ④地域貢献活動等 福祉施設訪問1回 公園清掃 2回 戸別ゆうあい訪問等 (タクシーチケット申請代行)	高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりに寄与した。高齢者の目線で地域活動やイベントの開催を行っている。会員数が年々減っているのが課題。	市や関係機関と連携協力体制がとられている。今後とも会員相互の生きがいづくり、仲間づくりに取り組んで高齢社会の一端を担っていく。事業を受託し、市の事業運営の協力をしている。	高齢者人口が増加しているがクラブ員が減少しているため、活動についても見直し、事業内容も若い世代との交流や協力関係を構築していくような取組があるとよい。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
54	補助・助成	4. 快適で利便性の高い魅力あるまち	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	都市計画道路桜通線の事業を受け、今後、整備が望まれる都市計画道路江南岩倉線の整備を見据え、岩倉駅東地区のまちの将来像を検討するワークショップを役員で実施している。	岩倉駅東地区再生協議会	①320,431円 ②300,000円 ③0円	【視察研修】10/27 【会議等】4/21、5/9、5/28、7/12、9/13 【勉強会】2/14、3/7	駅東地区の将来像に対する研究ができたが、役員の高齢化が進んでいる。	桜通線は事業中であるが、江南岩倉線については未だに事業が進んでいない。	市と協働して、定期的な活動を継続しているが、ただ単に道路事業を進めることは難しい。協議会を中心として地域が将来の明確なビジョンを持って取り組む必要がある。
55	補助・助成	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	防災対策用備品等整備補助事業	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助金として交付している。	自主防災会	①819,000円 ②819,000円 ③0円	【防災対策用備品等整備費補助金】 14防災会19件（計819,000円）	年々補助金交付額は伸びているが、補助申請数が自主防災会によって差があるため、地域防災力の格差是正が課題。	特になし	自主防災会によって、防災意識の差があるため、全体的に自発・自立的な活動を心がけてほしいと感じる。
56	補助・助成	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	危機管理課	防犯推進推進事業	【防犯設備等整備費補助金】 防犯のための設備、防犯活動に使用する備品等の購入に対し補助金を交付する。	地域安全パトロール隊（市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者）	①0円 ②0円 ③0円	実績なし	実績がないため、引き続き利用を呼びかける必要がある。併せて補助率の見直しの検討が必要である。	特になし	防犯団体の要望に併せた運用を実施しながらも実績がないため、検証が必要である。
57	事業協力	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	維持管理課	公園施設管理事業	都市公園（3公園）の清掃（園内、トイレ）について地元区へ委託している。実施にあたっての資材等は、市が提供し、実質の清掃等維持管理作業について地元区にお願いをしている。また、アダプトプログラムによる清掃が6公園で実施されている。	石仏町区 下本町区 東町区 アダプト登録団体（10団体） アダプト登録外（1団体）	①7,693,915円 ②委託費806,360円 ③0円	アダプトプログラム参加人数 1,641人（登録実施人数）	長期安定のためにどのように参加者の公園に対する愛着心の醸成を行うかが課題。	高齢化や公園を利用する機会の多い子育て世代の参加が少ないことが課題。	利用する側の目線で細かい点も清掃する意識を持ってもらうことが重要。
58	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	ユニバーサルデザイン推進事業	ユニバーサルデザイン講座を実施し、ユニバーサルデザインの考え方について体験を通して理解することにより、思いやりの心の大切さの理解を図る。	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	①15,000円 ②15,000円 ③0円	市内小学校	学習との関連付けにおいて講座の開催が継続されるよう学習機会の提供に努める。	学校ごとの要望に対応しながら講座を継続してきたことで、学習過程の構築が図られた。	学校との情報連携を図り、講座の機会等の支援を図る。
59	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛友会 語り部の会	①55,000円 ②55,000円 ③0円	全小中学校 各1回	各小中学校の要望に合わせて、講師との日程調整等の支援を行う。	取組にあたり自身が勉強することで力量の向上が図られている。	体験者の高齢化により事業の継承が課題である。
60	事業協力	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	矢戸川清掃	岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と矢戸川の環境美化活動に取り組み、居住環境や都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	岩倉団地自治会（区民、ゆうわ会） 岩倉の水辺を守る会 南部中学校ボランティア	①0円 ②0円 ③0円	11/5に実施。岩倉団地自治会が主催する矢戸川の清掃活動に参加し、920kgのごみを回収した。	市は協力団体として参加している。	特になし。	矢戸川の環境美化の一躍を担っている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
61	事業協力	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	フラワーリサイクル事業	市民モニターによる生ごみのぼかしあえを稲荷ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりを行う。できた花苗を市民モニターに譲渡する。	市民モニターわくわく会 岩倉のごみを考える会	①0円 ②0円 ③0円	毎月第4金曜日に実施。40名程度の市民モニターが生ごみを持ち寄り堆肥化を行った。	市は協力団体として参加している。	市民モニターを増やしていく必要がある。	試行段階を終え、市民団体と今後の方向性等について協議する必要がある。
62	事業協力	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	アダプトプログラム事業	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム（里親制度）を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体（市民・事業者）	①154,764円（消耗品費） ②0円 ③0円	【アダプトプログラムの日】 5/30(参加者：52名) 【アダプトプログラム登録団体・人数】 (46団体・2,266人)	里親制度により愛着を持って地域の公共スペースの美化に努めてもらえる。	団体懇談会等で他グループの取組みを知ることができ、自分のグループの活動に生かすことができる。	登録団体のいない又は少ない地域で登録してもらう工夫を考える必要がある。
63	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	広報紙発行事業	特集では各月のテーマに関係する団体から情報発信をしてもらっている。また、「協働のまちづくりコーナー」や「市民活動レポート」で市民活動団体の情報を提供している。	市民活動団体等	①9,444,949円（印刷製本費） 4,103,691円（配達員報償費） 24,000円（原稿協力謝礼） ②0円 ③0円	特集 9団体、77人 協働のまちづくりコーナー 46団体 市民活動レポート 11団体	特集や市民活動レポートにおいては、各団体の活動を写真付きで紹介することで、より読者に活動内容をイメージしてもらいやすくなった。また協働のまちづくりコーナーで団体イベントの周知をすることで、参加者数の増につながっている。	・広報紙に掲載されることで団体としての信頼性が高まることは良いこと。 ・広報紙において自分たちの活動を多くの人に知ってもらうことは、仲間を増やすことにつながる。	市民活動に興味が無かった人に接点を作ることにつながっている。 掲載内容については市主導で決めているので、内容についても協力して作っていくことも必要。
64	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	広報モニター事業	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見を随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	①0円 ②0円 ③0円	・5人に委嘱（謝礼なし） ・「まちかどスナップ」（15件）、「フォトニュース」（7件）の記事や写真等の提供があった。	・市民目線で取材した行事や感想を掲載することで、広報紙をより身近に感じてもらうことができた。 ・広報紙に関する意見をもとに、改善につなげることができた。	・自分の取材した写真や記事が広報紙に載ることで、次の取材の励みになる。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介することで、岩倉市の良いところを広めることができている。
65	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	まちづくり出前講座	市民等からの申出により行政の情報を提供している。	市民等	①0円 ②0円 ③0円	【介護保険制度】24人 【岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略】54人 【学校給食】8人 【学校給食】17人 【学校給食】20人 合計123人	市の計画や施設等について知識を深めてもらうことができた。	新設された学校給食センターについて多くのことがわかって良かった。	担当者が直接説明することで、パンフレットなどでは伝えきれないことも伝えることができるので、制度や計画について理解を深めていただくには効果的である。
66	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	広報いわくら音訳事業	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音訳の会あめんぼ	①0円 ②0円 ③0円	視覚障害者4人に郵送で提供。また、ホームページでも視聴が可能。	より多くの人に市政情報等を伝えることができている。	団体の主たる活動の1つとしてやりがいを感じている。また、音訳技術の研鑽にもなる。	情報格差の解消に向けた取組の1つとして重要な事業である。
67	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	タウンミーティング	市長はじめ市の幹部が市民の集まる会合などに出向き、市政についての意見交換を行う。	市民団体等	①0円 ②0円 ③0円	・せいじ〜る 21人	課題であった若い世代の人の意見を聞くことができた。	市長と直接話をするができる機会は貴重であり、良いこと。	テーマに沿って活発・円滑な意見交換ができている。市民との距離を縮めることにもつながっている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VII. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
68	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働推進課	男女共同参画セミナー（生涯学習講座）	男女共同参画の普及・啓発を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画セミナー企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円	学んで安心、防災知識（全4回） 10/18（20名）、11/08（18名）、 11/15（19名）、11（18名）	全4回に渡り、講座を開催した。定員数近くの受講者が集まり、楽しみながら学んでいただくことができた。その他、テーマ決定や講座の詳細に係る事前会議を4回開催した。	男性の受講者が増加してとてもよかった。 楽しく学んでいただけたことがよかった。	・市民が有志で集まり決めた講座が毎回好評であった。 ・男性の受講者は全体の4割程度であった。
69	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	子育て支援	民生委員児童委員が行う子育て支援活動への支援。（健康教育や育児相談）	民生委員児童委員	①0円 ②0円 ③0円	【民生委員児童委員】（下支会） 6/23・11/24・2/23 3回（32組）	地域での子育て世代の親が交流できる場となっている。	地域での子育て世代の親が交流できる場の提供ができ、母親の状況を知り不安の軽減や育児支援ができている。現在は下支会のみでの活動なので他の地区にも活動を広げていきたい。	地域において役割を分担した育児支援ができている。
70	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	赤ちゃん訪問事業支援	民生委員・児童委員が行う赤ちゃん訪問において、専門的な相談があった場合等の助言を行う。	民生委員児童委員	健康課はありません。 ①2,978,830円（福祉課） ②76,000円（福祉課） ③1,780,000円（福祉課）	・赤ちゃん訪問運営会議参加12回 ・福祉課から照会があった事例に関して情報提供を実施 26件	地域の赤ちゃんの状況を情報共有ができその後の支援につながっている。	地域の民生委員・児童委員の訪問により、子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要な情報を提供することができ、地域間のつながりを推進することができた。	地域において役割を分担した育児支援ができている。
71	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	これからは始める離乳食教室	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館職員が利用券を交付。	子育てボランティア	①93,326円 ②0円 ③0円	毎月1回(184人)	ブックスタートのきっかけの場となっている。	ブックスタートに適した対象者に支援する場を得ている。絵本の読み聞かせを通して母親に絵本を紹介したり、赤ちゃんの心の発達を支援することができた。	団体と協力して育児支援ができている。
72	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	4か月児健康診査での子育て親育ちミニ講座	4か月児健康診査において、子育てネットワークが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワーク	①1,107,520円 ②46,000円（生涯学習課） ③0円	毎月2回(474人)	子育てのポイントについて話をすることで、子育て親育ちを支援する場となっている。	健診の場を提供してもらっているの、ほぼすべての親子に対して子育てのポイントを伝えることができ子育て親育ちを支援することができた。	団体と協力して育児支援ができている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金		(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
73	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	健康いわくら21（第2次）計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。	老人クラブ シルバー人材センター 65歳の集い実行委員会 商工会 JA愛知北 総体文 市民団体	①0円 ②0円 ③0円	【老人クラブ】（連合会）4回（110人） 【民生委員児童委員】（下支会・団地支会）6回（173人） 【シルバー人材センター】1回（15人） 【65歳の集い】1回（82人） 【商工会】4回（111人） 【JA愛知北】 総会1回（25人） 教室1回（23人） 【総合体育文化センター】2回（22人） 【その他の市民団体】4回（82人）	・他機関と連携して健康教育を実施したことにより、保健センターで実施する講演会等に来所しない人にも健康情報を発信することができた。 ・無関心層に健康情報を発信する場をさらに広げていくことが今後の課題である。	各種団体では今後も健康づくりの視点を取り入れた事業の実施を希望しており、連携に前向きである。	各種団体と連携して、地域での健康づくり支援ができています。また、連携する団体が増えている。
74	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	市民が自ら健康づくりに継続的に取り組むことを推進するために、健康づくりや各種教室等でポイントを貯めると発行する応援カード「まいか」が使用できる協力店舗の登録促進を商工会と連携し実施。 ポイント付与（スタンプ）の対象事業に保健推進員活動を始め、他課のイベントを組み入れて実施。	岩倉市商工会 市内協力店舗・企業 保健推進員	①49,410円 ②0円 ③0円	協力店舗数 18店舗 まいか発行数 92枚	協力店舗は減少することなく、チャレンジシートの設置やポスター掲示などの連携ができています。 さらに職域（企業内）の健康づくりに役立ててもらおうよう呼び掛けたが、実際に「まいか」を受け取りに来た人は少数のため、今後さらなる啓発が課題である。	事業の協力は得られているが、積極的な関与に至っていない。職場等では、ラジオ体操に取り組みなど、「健康」に関心は持っている。	事業協力が得られている。
75	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	にこにこシティいわくら	子ども行動計画に基づき、子どもの実行委員を募集し、会議を行い、子どもが主体となって子どものまちを企画運営する。その企画運営を子どもの関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。 【にこにこシティいわくら】 子どもが主体となって運営する子どものまちで、市民登録し市民となり、ハローワークで仕事を探し、お店で働き、銀行で働いた対価と交換する。その通貨で買い物をしたり、遊んだりするなど、子どもたちが考えて作り上げた社会を運営する。お金は独自通貨のスマイルを使用する。	母親クラブ 個人ボランティア	①16,204,000円 ②0円 ③0円	2018/11/25 （小学生46人 ・当日参加者233人（実行委員48人含む） ・ボランティアー 6人 ・実行委員48人 中学生2人	日程、場所、実施方法等見直す時期に直面していることを感じる。事業協力を願える協力者の開拓が必要。	初めはどう関わったらいいかわからない場面もみられたが、にこにこシティの概要および意義を理解できてきた。	にこにこシティへの認知度は高くなり、実行委員を希望する子どもも増えてきた。また、実行委員に中学生が加わることで深みが増している。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業			V. 実績	VI. 協働の視点による評価			
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手		(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
76	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	児童館運営事業	下記の行事を各団体と協働で実施している。 ・百人一首大会は、百人一首の読み手のボランティアの協力がある。 ・おこしものづくりは、ひな祭りに供える和菓子作りを指導し、郷土の風習を伝えている。 ・地域交流会では、老人クラブを通じて行事開催のお知らせを依頼し、地域の高齢者子どもたちが、出し物やゲームを行い交流している。 ・平和を考える会は、語り部の会・岐阜の空襲を記録する会に当時の話をしていただき、平和の大切さを子どもたちに伝えている。	母親クラブ 子ども会 岩倉ボランティアサークル 個人ボランティア 語り部の会 岐阜の空襲を記録する会 老人会	①16,204,000円 ②地域交流会贈費28,581円 ③0円	【百人一首大会】 1/13 小学生62人 ボランティア2人 【おこしものづくり】 2/23 小学生22人 母親クラブ17人 【平和を考える会】 8/4 小学生73人 中学生1人 ボランティア5人 【地域交流会】 各館1回 小学生220人 大人114人 母親クラブ15人	職員だけでは伝えきれない専門性の強い部分を各ボランティア団体・個人ボランティアに委ねていることにより、より深く子どもたちに「経験」として寄与している。	子どもたちに語り継いでいきたい、伝えていきたい、体験させたいという双方の思いが合致している。継続していきたい。	毎年恒例の行事でありながらも、ヒアリングを行い、柔軟な対応に努めている。
77	事業協力	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	桜管理等事業	手の届く範囲の支障枝や胴引き・ひこばえの剪定。また、桜の腐食を進行させると言われているベッコウダケの処理や、市で購入した樹木専用肥料（グリーンバイル）を打ち込む施肥作業も協働で実施している。	岩倉五条川桜並木保存会	①599,616円（肥料購入費用） ②0円 ③0円	市で購入した樹木専用肥料（グリーンバイル）2,500本を打ち込む施肥作業を年間7回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支障枝の剪定、ベッコウダケの調査を合計6回実施。	保存会と協力し、桜の維持管理に努めることができた。	桜の老化化による後継木の育成が必要。	・年間を通し計画的な桜の管理に繋がっている。 ・後継木の育成について、実施方法を研究していく。
78	事業協力	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	観光ボランティア事業	年間を通じて市内の観光ボランティアガイドを行っている。また、桜まつり期間中には岩倉駅東西地下連絡道に案内所を設置しパンフレットの配布等を行っている。	いわくら塾	①0円 ②0円 ③0円	桜まつり期間中、いわくら塾が岩倉駅東西地下連絡道にて、案内所を開設し、パンフレットの配布を実施。	市を知ってもらうきっかけになるとともに、おもてなしを図ることができた。	会員の高齢化により今後の継続が課題。	観光客との交流の機会として有効である。
79	事業協力	4. 快適で利便性の高い魅力あるまち	上下水道課	応急給水訓練	ア.市の防災訓練にて、市民の方々と共に非常用飲料水容器を使用した応急給水訓練を実施している。 イ.愛知県との共同による応急給水支援設備を使用した操作訓を実施している。	ア.市内住民 イ.愛知県尾張水道事務所	①0円 ②0円 ③0円	ア.【防災訓練】8/27 イ.【応急給水支援設備操作訓練】7/4	ア.災害時の給水活動について、市民とともに防災意識の向上を図ることができた。 イ.訓練当日にマンホール内の酸素濃度が不足していたことから訓練日を延期することとなった。	ア.災害時の給水方法について理解を深めることができた。 イ.実際の災害時にも同様の事態が起きる可能性があり良い教訓となった。	ア.水を入れた非常用飲料水容器の重さや給水活動の内容を認識してもらうことができたため、今後も事業を継続していく。 イ.訓練を実施したことで、機器（送排風機）の必要性が把握できたため、新たに備品として購入をしていく。
80	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	点訳図書作成	視覚障害がある人のため、図書を点字に訳し、図書館に所蔵する。	岩倉点字くすのきの会	①0円 ②0円 ③0円	第2、4金曜日（活動者15名） 蔵書149タイトル	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障害がある人も読書を楽しめる環境を提供する。	2年に一度の寄贈というのが定例化している。今後も同様と考えている。	障がい者が利用できる図書資料の充実がされている。
81	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	録音図書作成	視覚障がい者をはじめとした視覚による表現の認識に障害のある人のため、図書を録音し、図書館に所蔵する。	岩倉市音訳の会 あめんぼ	①0円 ②0円 ③0円	随時（活動者18名） 蔵書82タイトル	録音図書を図書館に所蔵する。視覚による表現の認識に障害のある人も本の世界を楽しめる環境を提供する。	より多くの人に利用されるようにしてほしい。	障がい者等が利用できる図書資料の充実がされている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績	VI. 協働の視点による評価		
				(1) 事務事業名	(2) 概要	(3) 協働の相手	(4) 決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
82	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	おはなし会の実施	子ども向けに絵本の読みかかせや紙芝居の上演等を行う。季節にちなんだ特別なおはなし会も行う。	岩倉市図書館おはなし会	①0円 ②0円 ③0円	【図書館】毎週土曜日、毎月第3火曜日 【生涯学習センター】毎週土曜日、毎週水曜日（第5週目は除く） （活動者12名、来場者計1,751名）	図書館は開催について広報を行う。おはなし会をきっかけにして図書館に親しむ子どもを増やす。	図書館での活動をより一層充実させたい。	子どもの読書活動推進に貢献している。
83	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介等を行う。	岩倉市図書館ブックスタート	①0円 ②0円 ③0円	【図書館】毎月第1土曜日 【保健センター】これからはじめる離乳食教室終了後 （活動者5名、参加者計515名）	図書館はおすすめ本のリスト等配布物を用意する。また、乳幼児向けの絵本の充実を行う。	他の市町が行っているような、一人ひとりに本を手渡して説明するブックスタートをしたい。	子どもの読書活動推進の基幹となっている。親御さんに様々な良書を紹介し、読み聞かせの大切さをお伝えしている。
84	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	絵本や紙芝居を使わずにお話を語る「ストーリーテリング」の技法を用いたおはなし会を行う。	岩倉語りの会	①0円 ②0円 ③0円	勉強会は毎月1回、おはなし会は偶数月第4日曜日 （活動者10名）	図書館は開催について広報を行う。子どもだけでなく、大人も対象にした会になっている。	もっと多くの人に知ってもらえるように積極的な広報活動をしてほしい。	市内の学校にもポスターを配布するなどして広報を行ったが、特に児童の読書活動の推進に貢献している。
85	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	音楽応援団	ロビーコンサートやポップスコンサートの当日の運営（プログラム配布、チケットもぎり、陰アナなど）に協力していただいている。	市民	①3,473,000円 ②0円 ③0円	【音楽応援団】2名 【ロビーコンサート】10回（延べ1002人） 【ポップスコンサート】224人	音楽応援団の活動を周知し、活動に協力して頂ける人の増加に努める。	様々な分野のコンサートを実施し、行政として一層音楽のあるまちづくりの推進に努める。	各種コンサートに市民に運営側として協力していただくことにより、効率的な当日の運営を行うことができた。
86	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを聴くとともに、子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	①2,978,830円 ②76,000円（謝礼） ③1,780,000円	家庭訪問数445件	地域の民生委員・児童委員の訪問によることで、子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要な情報を提供することができ、地域間のつながりを推進することができている。	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問することにより、民生委員・児童委員の周知や、地域の住民との交流が図ることができている。	民生委員・児童委員が積極的に取り組み、実施しており、事業の目的を達成できている。
87	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	障害者社会参加周知事務	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルの協力、PRしている。また、夢コンサートを実行委員会により開催している。	岩倉市社会福祉協議会	①0円 ②0円 ③0円（社会福祉協議会への補助金は人件費分であるため、事業には充当されていない）	【スポーツフェスティバル】6/4（障害者37人、ボランティア55人）【夢コンサート】12/10（障害者65人、ボランティア38人）	昨年に引き続き、ボランティアや実行委員会関係者に加え、一般からの協力者や参加者を増やしていきたい。	スポーツフェスティバルについて、昨年より参加者が増え、知名度が上がっている。	社会福祉協議会によるボランティアの確保はできている。後援名義も行っている。

II 協働の推進に関する検証

(2) 市民自治活動への支援

1 条例の規定と現状について

地域団体や市民活動団体による市民自治活動に対して、自主性や自立性を尊重しながら、財政支援や情報提供、中間支援組織の設置、人材の発掘及び育成などについて支援しています。

第 22 条	地域団体や市民活動団体に対する財政的支援及び情報提供
第 23 条	中間支援組織の設置
第 24 条	協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成

(1) 地域団体の活動の支援

地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行う組織を地域活動団体と呼んでいます。

ア 行政区

市内には 30 の行政区があり、その代表による区長会を組織しています。執行機関は、区長会を通じて各課からの依頼事項を地域に伝達し実施してもらうとともに、要望書を受け取り、要望事項に対する措置を実施しています。また、3 種類の補助金制度によって、区の活動に対して支援しています。さらに、協働推進課が新設された平成 27 年度以降、副市長、協働推進課長、広聴担当が各行政区を訪問し、地域課題や悩み、要望について意見交換を実施し、該当部署へフィードバックしています。また、平成 29 年度には、小学校区単位での意見交換会を開催し、校区内に在住する市民と、市長はじめ市職員が直接意見を交換する機会を設けました。

区長会	年 3 回 (4 月、8 月、1 月)
要望書の数	138 件
区育成補助金	3,515,100 円 (21,434 世帯/1 世帯あたり 150 円、30 事業/1 事業あたり 10,000 円以内)
区掲示板設置費補助金	4 件 314,000 円 (総事業費の 1/3 以内)
区公会堂建設費等補助金	2 件 234,000 円 (新設 1/3 以内、修繕 1/2 以内、備品購入 1/3 以内)
防犯設備整備費等補助金	0 件 (総事業費の 1/2 以内)
消防施設整備費補助金	9 件 680,000 円 (総事業費の 2/3 以内)

イ 子ども会 (連合会 1、単位数 27 団体、1,435 人)

子どもたちのリーダー養成講習や各種行事、役員研修等を実施しています。執行機関から補助金を交付しています。

市子ども会連絡協議会助成金	285,000 円
単位子ども会助成金	27 団体 403,850 円
市子ども会連絡協議会事業助成	4 事業 711,000 円

ウ 老人クラブ（連合会 1、単位数 27 団体、2,868 人）

介護予防事業・健康づくり事業として健康づくり勉強会、文化部活動、運動会等のイベントの開催、地域貢献として公園清掃活動等を行い、高齢者の健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりを実施しています。執行機関から補助金を交付しています。

エ 婦人会（会員数 189 人）

女性の文化的な資質の向上と地域社会への寄与を目的に、奉仕活動や文化活動、赤十字奉仕団の活動などを実施しています。執行機関から助成金を交付しています。

オ 地区社会福祉協議会支会（支会数 7）

支会の運営は、区・自治会役員や民生委員・児童委員が中心となり、地域の実情に応じて、住民自らが主体となる福祉活動を展開しています。

（2）市民活動の支援

◇支援の後ろ盾

市民協働ルールブック（平成 23 年度）、自治基本条例（平成 25 年度）、市民参加条例（平成 28 年度）及び総合計画に基づき支援を実施しています。

◇市としての支援

協働のルールブックに定められた、事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力といった多様な形態による協働について、執行機関全体で推進しています。

平成 29 年度については、87 の協働事業を実施しました。（協働の取組状況シートより）

ア 市民活動支援センター（平成 22 年度～）

市民活動の拠点として、市民活動支援センターを設置し、公益的な市民活動や行政区の自治活動の支援を行っています。登録団体は、市民プラザのホールや会議室の利用料が減免され、印刷機や各種機材を利用できます。

実 績	H22 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
利用者登録団体数	194	216	195	200	210	212	224	238
利用者数	16,750	26,601	26,896	30,959	30,700	32,887	34,941	37,385
利用件数 (延べ利用件数)	1,499	2,359	2,746	2,885	2,767	2,990	2,985	3,203
情報発信件数（岩 倉駅地下通路モニ ター放映番組数）	118	88	95	141	97	128	240	350

イ 情報支援

広報紙に「い～わくんの協働のまちづくりコーナー」を設け、市民活動団体のイベントや団体紹介等を掲載しています。また、市役所 1 階に市民活動紹介コーナーを設置しています。

ウ 市民活動助成金（平成 24 年度～）

地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充を図っています。

実績	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
助成団体数	7	7	14	12	12	14
助成金額（円）	434,000	503,000	1,146,000	895,000	475,000	934,000

◇市民活動支援センターによる支援

ア 情報支援

情報誌「かわらばん」発行のほか、市民活動に必要な情報の提供や共有を図るため情報メール便を送付しています。また、駅地下及び市役所モニターにて登録団体の紹介動画を放映しています。

ほかにも、市民活動助成金や民間助成金の相談会を随時実施しています。

イ 交流支援

・登録団体全体会（平成 25 年度～）

登録団体の意見を聞き取組に反映させたり、行政や団体間の情報共有をしたりするなど、支援センターの機能充実を図るため全登録団体を対象とした会議を毎月開催しています。平成 28 年度からは、他課の職員も出席し多分野の市政情報を提供するよう努めています。

・65 歳の集い（平成 24 年度～）、市民プラザまつり（平成 25 年度～）

市民活動に取り組むきっかけ作りとして開催しています。また、実行委員会を組織し、市民や団体に実行委員として携わってもらい、自らイベントを運営していく仕組みを構築しています。

・まちづくりネットワーク（平成 27 年度～）

趣味や仕事を通して得た知識や経験、特技ややる気などを社会に役立てたいと思っている人と、それを必要としている市民活動団体とをつなげるための仕組みとして運用しています。

・つつじ交流会（平成 28 年度～）

市民活動助成金事業やまちづくりネットワークの成果報告を行い、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るための機会としています。報告会後には、懇親会を実施しています。

2 平成 30 年度審議会が出た意見・論点

- ・市民活動支援センターの活動により団体の事業などが定期的に周知されている。また、市民活動支援センター主催の講座もいくつか開催され、団体の支援はできている。
- ・市民活動団体の登録数や施設の利用者数は年々増加していることから、市民活動への支援については一定の成果があると考えられる。
- ・地域団体への支援については、地域の住民、団体が地域のために自主的に取組めるような意識啓発等に取り組んでほしい。

3 平成 30 年度審議会の意見のまとめ

市民活動団体は活発に活動しており、市民活動支援センターによる支援も一定の成果が見られる。行政区など地域の活動は、行政だけではなく、こども会や老人クラブ、婦人会などの団体を始め、地域の企業や社会福祉協議会などと連携して、様々な角度から検討し、協働で取り組むことができるよう考える必要がある。

4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(2)岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学学長
職務代理者	山田 育代	岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	村平 進	岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	清水 誠	市内の事業者（石塚硝子株式会社）
委員	岡島 正利	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	関戸 誠	市民委員（子ども会連絡協議会会長）
委員	関戸 康二	市民委員（区長会長）
委員	花井喜美子	市民委員（公募）
委員	船橋 悦子	市民委員（公募）
委員	岡本里恵子	市民委員（公募）
委員	水野 孝司	市民委員（公募）
委員	菅原 實	市民委員（市民登録制度）

(任期) 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

(3)平成30年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	平成30年6月28日（木）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	平成30年7月5日（木）	・自治基本条例の規定に基づく事項について（整理番号（1）－ア、イ、ウ①②、キ） ・市民参加条例の検証に代える事項について（整理番号（1）－ケ） ・市民参加条例の規定に基づく事項について（協働の取組状況シート 平成29年度）

第3回	平成30年7月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加条例の規定に基づく事項について (整理番号(1)－ウ③、エ、オ①②、カ)
第4回	平成30年8月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の規定に基づく事項について (整理番号(1)－ク①～③) ・審議会報告書について